

岩手大学大学院 総合科学研究科 総合文化学専攻 修士論文

八戸南部氏の研究―南北朝期を中心に

総合科学研究科 総合文化学専攻 地域文化リノベーション・シヨンプログラム

日本史研究室

G0218008

馬超波

## 目次

### 第一章 『南部氏文書』と糠部南部氏について

#### 第一節 糠部南部氏の由来

#### 第二節 鎌倉期の南部氏

#### 第三節 『南部氏文書』とは

### 第二章 建武政権と南部師行・政長

#### 第一節 建武政権と奥州小幕府

##### 第一項 佐藤進一氏の『南北朝の動乱』から

##### 第二項 遠藤巖氏の「建武政権下の陸奥国府に関する一考察」から

##### 第三項 遠藤巖氏の「南北朝内乱の中で」から

#### 第二節 糠部郡奉行の諸側面

##### 第一項 郡奉行としての活動をはじめた時期

##### 第二項 郡奉行体制の内容

##### 第三項 郡奉行の職務

### 第三節 北畠頭家の遠征と師行・政長

#### 第一項 北畠頭家の遠征と南部師行の戦死

第二項 南部政長と北畠顯信

むすび

註

附録・南部文書の現代日本語及び中文訳

# 第一章 『南部氏文書と糠部南部氏について』

## 第一節 糠部南部氏の由来

本論文は、主に甲斐源氏の一族南部氏の展開を中心に進められていく。その前提として、南部氏の始まりを概観しておきたい。

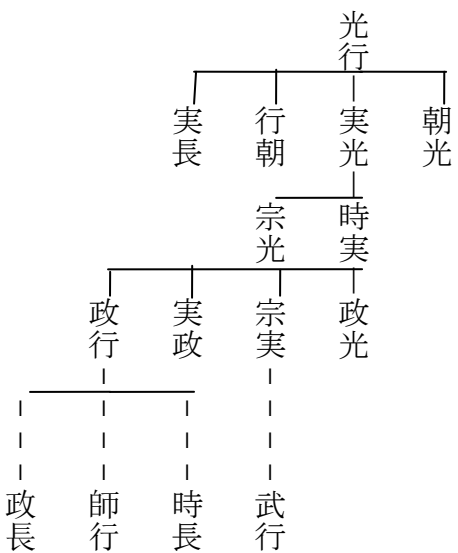
一般的に甲斐源氏は、後三年合戦において兄八幡太郎源義家に加勢すべく陸奥国へ下向した新羅三郎義光より始まる。義光の子息義清は甲斐国に土着し、その孫の世代が甲府盆地の各所に拠点を構え勢力を伸ばしていった。その一人である加賀美遠光の三男が、南部氏の祖となる南部三郎光行される。(1)

文治五年秋の奥州合戦に、加賀美遠光父子四人が頼朝の本陣に従軍し、藤原泰衡軍との合戦に功を立て、その功によって南部光行は陸奥国糠部郷の土地を給され、建久二年、家臣数十人とともに入国したと、「源氏南部八戸家系」では伝えられている。南北朝期は南朝に所属し、陸奥八戸城に拠り勢力を拡大した(1)。本論文はこの時期八戸南部氏を中心に検討する。

## 第二節 鎌倉期の南部氏

この項では、文治五年六月九日南部光行の初登場から正慶二年(元弘三年)十二月鎌倉幕府滅亡の直前までの時期を扱う。『八戸市史通史編 原始・古代 中世』に掲載されている光行以降師行・政長までの系図は次のとおりである。実線は『尊卑分脈』による(2)。点線は「南部光徹氏所蔵文書」元弘三年

十二月南部時長 師行 政長陳狀案に従った(3)。



鎌倉時代の南部氏一族が御家人として活動していたことを示す史料は、大部分が『吾妻鏡』である。『八戸市史料編』の解題によると、ここの『吾妻鏡』という史料は、鎌倉幕府の正史で、治承四年から文永三年(一一八〇―一二六六)までの記述がある。十三世紀末から十四世紀初頭に北条氏一族の金沢氏が編纂したと推定されている。鎌倉時代研究の重要史料とされている(4)。以下に、この時期の史料を素材として、検討してゆく。

本稿で用いた史料は概ね『八戸市史料編』に依った。以下の論述では、この史料編の掲載番号を記す。

### (1) 光行

南部氏の祖となる南部光行に関する史料は編年史料編の6番 7番 12番 13番 14番 15番 16番 17番 18番 19番 35番である。

まず6番『吾妻鏡』文治五年六月九日条を掲げる(5、以下同じ)。

浮刃構御棧敷、御覽儀式許也、隼人佐(三善康清)并梶原平三景時(源賴朝)御出、但於宮寺近々者、猶有御愼、

等、兼候宮中行事云々、御出儀、

先陣隨兵

小山兵衛尉朝政 土肥次郎實平

下河辺庄司行平 小山田三郎重成

三浦介義澄 葛西三郎清重

八田太郎朝重 江戸太郎重継

二宮小太郎光忠 熊谷小太郎直家

(南部)信濃三郎光行 徳河三郎義秀

新田蔵人義兼 武田兵衛尉有義

北条小四郎 武田五郎信光

次御歩 御束帶

(以下略)

これは、源頼朝、鶴岡八幡宮塔供養のため外出した。その行列の先陣隨兵の中に南部光行が見えたものである。この史料の中で「信濃三郎光行」とあることから、南部光行は源頼朝の先陣隨兵として、宮中行事に従ったことが分かる。

次は7番『吾妻鏡』文治五年七月十九日条を掲げる。

十九日丁丑、巳尅、二品(源頼朝)爲征伐奥州泰衡發向給、(中略)、凡鎌

倉出御勢一千騎也、次御駕〔御弓袋差、御旗差、／御甲着等、在御馬前、〕  
自鎌倉出御御供輩、

(平賀) 武藏守義信 (中略) 南部次郎光行 (以下略)

これは、源頼朝、藤原泰衡を滅ぼすために平泉へ向けて鎌倉を出陣した。その軍勢の中に南部光行が見えたものである。この史料の中で「南部次郎光行」とあることから、奥州合戦の中で、南部光行は頼朝の軍勢に従軍したことが分かる。

次は12番『吾妻鏡』建久元年十一月七日条を掲げる。

七日丁巳、雨降、午一剋属晴、其後風烈、二品(源頼朝)御入洛、法皇(後白河)密々以御車御覽、見物車輾轂立河原、申剋先陣入花洛、三條末西行、河原南行、令到六波羅給、其行列、

先貢金辛櫃一合

次先陣畠山次郎重忠〔着黒糸威甲、家子一人、／郎等十人等相具之、〕

次先陣随兵〔三騎列之、一騎別張替持、一騎胄腹卷行滕、又小舎人／童上髪負征箭、着行滕、各在前、其外不具郎従、〕

一番

大井四郎太郎 大田太郎 高田太郎

(中略)

廿九番

武田兵衛尉(有義) 越後守(安田義資) 信濃三郎(南部光行)

(中略)

六十番

小山田三郎(重成)

北条小四郎(義時)

小山兵衛尉(朝政)

次御引馬一疋

次御小具足持一騎

次御弓袋差一騎

次御甲着一騎

次二位家(源頼朝)〔折烏帽子、絹紺青丹打水干袴、紅衣、夏毛行膝、／染

羽野箭、黒馬、楚鞦、水豹毛泥障、〕

(以下略)

これは、源頼朝が上洛した。その行列の中に南部光行が見えたものである。

この史料の中で「信濃三郎」とあることから、南部光行は先陣随兵として、源頼朝の上洛に従ったことが分かる。

次は13番『吾妻鏡』建久元年十一月十一日条を掲げる。

十一日辛酉、晴、新大納言家(源頼朝)御參六條若宮并石清水宮等、其行列

先神馬一疋〔鶉毛、直被引石清水、不逗留六條若宮、〕

次先陣随兵

(中略)

次御車

(中略)

次後陣随兵

(中略)

佐々木左衛門尉定綱

加藤次景廉

(南部) 信濃三郎光行

(中略)

最末

和田太郎義盛

梶原平三景時〔各浄／衣〕

先六條若宮、次參石清水給、於八幡宮神馬一疋、銀釵一腰被奉之、馬場御所雖儲御馱餉、依無便、入御于任覺房、今夜御逗留、御通夜寶前也、

これは、源頼朝、京都の六条若宮(京都市東山区)、および山城国石清水八幡宮へ参詣する。その行列の後陣随兵の中に南部光行が見えたものである。この史料の中で「信濃三郎光行」とあることから、南部光行は後陣随兵として、源頼朝の参詣に従ったことが分かる。

次は14番『吾妻鏡』建久三年十一月五日条を掲げる。

五日甲戌、卯剋、新誕若公(源実朝)御行始也、入御(安達)藤九郎盛長甘繩家、被用御輿、女房大貳局・阿波局等奉扶持之、供奉人、相模次郎、信濃三郎(南部光行)、小山三郎、三浦兵衛尉(義村)、梶原源太左衛門尉(景季)、下河辺四郎(政義)、佐々木三郎(盛綱)等也、終日御坐、供奉人等中有献盃、盛長献御釵、又御共男女同有贈物、女房二人各小袖一領、相模次



郎以下各色革一枚也、亥剋還御云々、

これは、源実朝の御行始行列の中に南部光行が見えたものである。この史料の中で「信濃三郎」とあることから、南部光行は供奉人として、源頼朝の御行始に従ったことが分かる。

次は15番『吾妻鏡』建久三年十一月二十五日条を掲げる。

今日永福寺（鎌倉）供養也、有曼陀羅供、導師法務大僧正公顯云々、前因幡守廣元爲行事、導師請僧施物等同于勝長壽院供養之儀、布施取被採用十人、又導師加布施銀釵、前少將（平）時家取之、將軍家（源頼朝）御出云々、先陣随兵

伊沢五郎信光 （南部）信濃三郎光行

（中略）

將軍家

小山七郎朝光持御釵

佐々木三郎盛綱着御甲

勅使河原三郎有直懸御調度云々、

御後供奉人〔各布衣〕

（以下略）

これは、源頼朝、永福寺供養に出席した。その行列の先陣随兵の中に南部光行が見えたものである。この史料の中で「信濃三郎光行」とあることから、南部光行は先陣随兵として、源頼朝の永福寺供養に従ったことが分かる。

次は16番『吾妻鏡』建久六年三月十日条を掲げる。

十日乙未、將軍家(源頼朝)爲令逢東大寺供養給、着御于南都東南院、自石清水直令下向給云々、供奉人行列

先陣

畠山二郎(重忠)

和田左衛門尉(義盛)〔各不相並〕

次御隨兵〔三騎相並、各家子郎從同着甲冑、列傍路、其人数所隨合期也、〕

(中略)

將軍(源頼朝)〔御車〕

(中略)

次御隨兵三騎相並、家子郎等事同先陣

(中略)

南部三郎(光行)

村山七郎(義直)

毛利三郎(頼隆)

(中略)

及夜半、有南都行幸、今日往亡日也、於城外行幸、無被用此日之例云々、

これは、源頼朝、東大寺供養のために奈良へ下向した。その行列の後陣隨兵の中に南部光行が見えたものである。この史料の中で「南部三郎」とあることから、南部光行は後陣隨兵として、源頼朝の東大寺供養に従ったことが分かる。

次は17番『吾妻鏡』建久六年四月十五日条を掲げる。

十五日庚午、晴、申以後雨降、今日將軍家令參石清水給、若公（源賴家）御同車云々、（田村）伊賀守仲教、相模守（大内）惟義、豊後守（毛呂）季光爲前駈、隨兵廿騎相分先後陣供奉、

先陣

（中略）

後陣

（中略）

小山七郎朝光

南部三郎光行

これは、源頼朝、山城国石清水八幡宮へ参詣した。その行列の後陣隨兵の末尾に南部光行が見えたものである。この史料の中で、「南部三郎光行」とあることから、南部光行は後陣隨兵として、源頼朝の石清水八幡宮の参詣に従ったことが分かる。

次は18番『吾妻鏡』建久六年五月二十日条を掲げる。

廿日甲辰、陰、常小雨灑、卯刻參天王寺給、（中略）、各整行列、隨兵以下供奉人皆騎馬云々、

先陣隨兵

（中略）

御車

御後〔水干〕

(中略)

後陣随兵

(中略)

武田兵衛尉有義

南部三郎光行

(中略)

最末

和田左衛門尉義〔相具家子郎等、〕、

これは、源頼朝、摂津国天王寺へ参詣した。その行列の後陣随兵の中に南部光行が見えたものである。この史料の中で「南部三郎光行」とあることから、南部光行は後陣随兵として、源頼朝の摂津国天王寺の参詣に従ったことが分かる。

次は19番源頼朝善光寺御参随兵交名(相良家文書、『大日本古文書』)を掲げる(6)。

「右大将家善光寺御参随兵日記」

随兵

建久八年三月廿三日善光寺御参 ■■随兵

先陣

佐原十郎左衛門尉

(義連)

長江四郎

(明義)

千葉次郎 (相馬師常)	和田次郎 (義茂)
武田兵衛尉 (有義)	平井四郎
里見太郎 (義成)	同 五郎
伊沢五郎 (信光)	南部三郎 (光行)
加々美次郎 (長清)	村山七郎 (義直)
浅利冠者	新田蔵人 (義廉)
村上判官代 (基国)	佐竹別当
所 雑色 (基繁)	橘 次 (公業力)
江間太郎 (泰時)	小山七郎 (結城朝光)
後陣	
千葉新介 (胤正)	葛西兵衛尉 (清重)
北条五郎 (時房)	佐々木五郎 (義満)
千葉平次兵衛尉 (常秀)	梶原刑部兵衛尉 (景定)
八田太郎左衛門尉 (知重)	江戸太郎 (重長)
土屋兵衛尉 (義清)	長井六郎
佐々木三郎兵衛尉 (盛綱)	加藤次 (景廉)
梶原源太左衛門尉 (景季)	野三刑部丞 (盛綱)
望月三郎 (重隆)	相良四郎
海野小太郎 (幸氏)	藤沢四郎 (清親)
小山五郎 (長沼宗政)	三浦平六兵衛尉 (義村)

これは、源頼朝が信濃国善光寺に参詣した際の随兵の中に南部光行が見えた

ものである。この史料の中で「南部三郎」とあることから、南部光行は随兵として、源頼朝の信濃国善光寺の参詣に従ったことが分かる。

最後は35番六条八幡宮造営注文写(国立歴史民俗博物館所蔵 田中穰氏旧蔵文書)を掲げる。

一、造六条八幡新宮用途支配事(建治元年/五月 日)

(中略)

甲斐國

(南部光行カ)

(秋山光朝カ)

南部三郎入道跡

六貫

秋山太郎跡

四貫

阿仏利入道跡

七貫

逸見入道跡

五貫

(奈古義行)

奈古蔵人跡

三貫

加々見美濃入道跡

四貫

板垣入道跡

三貫

河内太郎同次郎跡

五貫

平井次郎跡

三貫

曾祢入道跡

五貫

尼遠江局跡

三貫

鮎澤六郎跡

八貫

飯田五郎跡

五貫

上藤中務丞跡

五貫

工藤右衛門尉跡

五貫

室伏六郎次郎跡

五貫

(市河行房カ)

市河別宮入道跡

七貫

同庄司跡

六貫

(中略)

建治元年六月廿七日於関東將軍改所定円法眼下向之時書寫候事

これは、鎌倉幕府が六条八幡宮修造の負担を御家人へ賦課した目録の中に南部三郎(光行)入道跡が見えたものである。この史料の中で「南部三郎入道跡」は最初に書くことから、建治元年時点における南部氏については、甲斐国御家人の筆頭として登録されていた。

以上の11点の史料を通じて、鎌倉時代南部氏の祖となる南部光行について、次のことが確認される。

① 『吾妻鏡』に光行が登場するのは、6番文治五年六月九日条から18番の建久6(1195)年5月20日条まで。これが光行の活動時期と推測される。

② これらの記事から、源頼朝の随兵として、寺社参詣、供養に従ったことがわかる。

③ 7番の奥州合戦の史料から、南部光行は合戦の従軍の義務もあることがわかる。

④ 35番の史料から、建治元年時点における南部氏については、甲斐国御家人の筆頭として扱われていたことがわかる。

⑤ 光行の名乗り、6番・12番・13番・15番では「信濃三郎」、16番・17番・18番・19番では「南部三郎」とある。なお、『尊卑分脈』では光行は「南部三郎」とされ、これが最終的な名乗りであることがわかる。

この変化は何を意味するのか。光行の名字が、その本領は信濃から南部の地

名に固定するようになるのは、したがって建久六年三月十日頃からであり、この頃に甲斐国巨摩郡南部郷の領有を確かなものにしたと考えられよう。

(2)実光・(実長)・時実

南部氏二代 三代 四代に関する史料は21番 22番 24番 25番 26番 27番 28番 29番 30番 31番 32番 33番 34番

・37番である。まず21番『吾妻鏡』嘉禎四年二月十七日条を掲げる。

十七日癸巳、天顔快霽、巳剋、御出野路宿、先随兵以下供奉人、自庭上至路次、二行座列、寄御輿之後騎馬、隆親卿以下、於関寺辺見物云々。子剋御入洛、着于六波羅御所(此間新造)給、

行列

(中略)

四十一番

信濃民部大夫 同三郎左衛門尉 肥後四郎左衛門尉

(中略)

五十一番

大井太郎 南部次郎 同三郎

これは、將軍藤原頼経上洛した。その行列の先人随兵のなかに信濃三郎左衛門尉、南部二郎(実光)、同三郎(実長力)がみえたものである。この史料の



中で「南部次郎 同三郎」とあることから、南部実光 実長は先人随兵として、  
將軍藤原頼経の上洛に従ったことが分かる。

次は22番『吾妻鏡』仁治元年八月二日条を掲げる。

二日癸巳、夕刻、將軍家（藤原頼経）二所御參詣也、先御參詣鶴岳宮、於鳥  
居内御遙拜、御先達參會、次御進發、  
行列

先陣随兵十二騎

（中略）

次御駕〔御淨衣〕

（中略）

後騎

（中略）

武田五郎次郎（信時）

南部次郎（実光）

（中略）

後陣随兵十二騎

（以下略）

これは、將軍藤原頼経、二所詣に出発した。その行列の後騎の中に南部実光  
が見えたものである。この史料の中で「南部次郎」とあることから、南部実  
光は行列の後騎として、將軍藤原頼経の二所詣の出発に従ったことが分かる。

次は24番『吾妻鏡』建長四年四月十四日条を掲げる。

十四日丁卯、霽、寅一刻、將軍家始御參鶴岡之八幡宮、前陰陽權大允晴茂朝臣（東帶、）候反閉、花山院中將長雅朝臣被候陪膳、尾張前司時章朝臣為役送、出御（御輿）、相州（被相具帶劍侍四十人、）令供奉給也、

供奉人

公卿 土御門宰相中將（頭方卿、直衣）

殿上人 （中略）

此外

（中略）

南部又次郎時実

（以下略）

これは、將軍宗尊親王、はじめて鶴岡八幡に参詣した。この時の行列のなかに、南部時実がみえたものである。この史料の中で「南部又次郎時実」とあることから、南部時実は將軍宗尊親王の鶴岡八幡の参詣に従ったことが分かる。

次は25番『吾妻鏡』建長四年七月八日条を掲げる。

八日庚寅、陰、小雨潤洒、申刻、將軍家（宗尊親王）爲御方違、入御于（藤原）右兵衛督教定朝臣泉谷亭（日來／新造、）假座、

御出行列

先御輿〔被上御簾、〕

御劔役人折烏帽子

(中略)

南部又次郎時實

(島津) 豊後三郎左衛門尉忠時 (忠直)

(中略)

已上着直垂折烏帽子、令帶劔列引歩于御輿左右、

次御後

(中略)

次女房輿

(中略)

次雜仕等

これは將軍宗尊親王、方違のために藤原教定の泉谷亭へ移った。その行列の御劔役人の中に南部時実が見えたものである。この史料の中で「南部又次郎時実」とあることから、南部時実は御劔役人として、將軍宗尊親王の泉谷亭への引越しに従ったことが分かる。

次は26番『吾妻鏡』建長四年八月一日条を掲げる。

一日癸丑、天晴、親王家(宗尊親王)令任征夷大將軍御之間、可有御拜賀于鶴岡八幡宮之由、雖有被定之儀、所被停也、但於供奉人散状者、被召置御前云々、陸奥掃部助披覽之云々、

御拜賀供奉人

随兵

(中略)

南部次郎實光

和泉次郎左衛門尉(二階堂)行章

(中略)

直垂着

(以下略)

これは、將軍宗尊親王、鶴岡八幡宮への参詣が決定するも中止となった。計画された行列の随兵の中に南部実光が見えたものである。この史料の中で「南部次郎實光」とあることから、南部実光は行列の随兵として、將軍宗尊親王の鶴岡八幡宮の参詣に従ったことが分かる。

次は27番『吾妻鏡』建長四年九月二十五日条を掲げる。

廿五日丙午、天晴、依先日御立願、於鶴岡宮被行仁王會、申刻、將軍家御方

違、入御右武衛(藤原教定)泉谷亭、

供奉人

騎馬

(中略)

歩行

御劔役人

北條六郎時定

次

城（安達）四郎時盛

南部又次郎時實

（以下略）

これは將軍宗尊親王、方違のために藤原教定の泉谷亭へ移った。その行列の御釘役人の中に南部時実が見えたものである。この史料の中で「南部又次郎時実」とあることから、南部時実が御釘役人として、將軍宗尊親王の泉谷亭への引越しに従ったことが分かる。

次は28番『吾妻鏡』建長四年十二月十七日条を掲げる。

十七日丁卯、天晴、將軍家御徙之後、今日始御參鶴岡八幡宮、雖有御惱餘氣、

抑御出〔御車御／直衣、〕云々、

供奉人

先陣隨兵

（中略）

御車

（中略）

御劔役人

前右馬權頭（北条政村）〔布衣〕

御後〔布衣〕

(中略)

後陣随兵

(中略)

武田五郎三郎政綱

南部次郎實光

これは將軍宗尊親王、鶴岡八幡宮へ参詣した。その行列の後陣随兵の末尾に南部実光が見えたものである。この史料の中で「南部次郎實光」とあることから、南部実光は將軍宗尊親王の鶴岡八幡宮の参詣に従ったことが分かる。

次は29番『吾妻鏡』建長五年八月十五日条を掲げる。

十五日辛酉、晴、鶴岳放生會也、有御參宮之間、供奉人等參進、(中略)其

後御出〔半部御車、／御束帶、〕出御西門、若宮大路北行、到赤橋砌御下車、

出御行列

先陣随兵

(中略)

後陣随兵

(中略)

南部次郎實光

武石四郎胤氏

御奉幣事終、入御廻廊覽舞曲(以下略)

これは鶴岡八幡宮で放生會が行われ、將軍宗尊親王が参詣した。その行列の

後陣随兵の中に南部実光が見えたものである。この史料の中で「南部次郎實光」とあることから、南部実光は後陣随兵として、將軍宗尊親王の鶴岡八幡宮放生会の参詣に従ったことが分かる。

次は30番『吾妻鏡』建長六年八月十五日条を掲げる。

十五日乙酉、陰、鶴岡放生會、巳尅小雨降、將軍家（宗尊親王）御出於南面階間、（安陪）爲親朝臣候御杖、陪膳伊与中將（藤原）公直朝臣、役送（那波）左近大夫政茂、御出行列、

先陣随兵

武田三郎政綱

大曾祢次郎左衛門尉盛経

南部次郎實光

（以下略）

これは、將軍宗尊親王、鶴岡八幡宮放生会に参詣した。その行列の先陣随兵の中に南部実光が見えたものである。この史料の中で「南部次郎實光」とあることから、南部実光は先陣随兵として、將軍宗尊親王の鶴岡八幡宮放生会の参詣に従ったことが分かる。

次は31番『吾妻鏡』康元元年七月十七日条を掲げる。

十七日乙巳、晴、將軍家（宗尊親王）御參山内最明寺、此精舎建立之後、始

御礼佛也、相刃（北条時頼）可被遂御素懷之由、内々有其沙汰、依思食彼餘波敷、殊被刷今日御出之儀云々、

御出行列

（中略）

（藤原）肥後二郎左衛門尉爲時

南部又二郎時實

（中略）

奥州・相刃被候堂前、又武藏守、遠江前司、出羽前司、佐渡前司、三浦介等同参候、大夫尉泰清、時運等予於門外左右、構敷皮、御礼仏之後、入御于相州御亭、廷尉行忠参会此砌、有御遊和歌御会等、今日御逗留也、

これは、將軍宗尊親王、北条時頼が出家する山内最明寺へ出かけた。その行列の中に南部時実が見えたものである。この史料の中で「南部又二郎時實」とあることから、南部時実は將軍宗尊親王の山内最明寺の出発に従ったことが分かる。

次は32番『吾妻鏡』文応二年一月九日条を掲げる。

九日辛未、於前浜有御的始射手之試、相模太郎殿令監臨給、工藤三郎右衛門尉光泰候御共奉行之、此外、南部二郎、小笠原彦二郎等為御共、越後守実時故障、子息四郎主相具平岡左衛門尉実俊行向、同奉行云々。射手十二人、一五度射之、

一番 二宮弥二郎 横地左衛門二郎



二番 桑原平内 周枳兵衛四郎

三番 渋谷新左衛門尉 望月余一

四番 横溝弥七 平島弥五郎

五番 本間弥四郎左衛門尉 小島又次郎

六番 平井又二郎 小曾六郎

射訖之後、被定仰云、今度令勤人数不幾之上、各宜令皆參者、

これは、鎌倉前浜で將軍家的始の射手の試しが行われた。北条時宗の供として、南部二郎（実光）がみえたものである。この史料の中で「南部二郎」とあることから、南部實光は北条時宗の供として、射手の試しに出席したことが分かる。

次は33番『吾妻鏡』弘長元年九月三日条を掲げる。

三日壬戌、霽、弁法印審範長病已危急、是依為顯密之碩學、殊所被賞翫也、而今日申一尅、相州禪室（北条時頼）為最後御對面、入御彼雪下（神奈川県鎌倉市）北谷宿坊、武田七郎（政平）、南部又次郎（時実）、工藤三郎右衛門尉光泰、同木工左衛門尉等候御共、審範於持佛堂奉謁、顯密事理之法文、重々雖令問答給、及酉尅欲令歸給之刻、禪室重被仰云、最初行攝之願、返々有憑云々、於宗門雖開大悟御、尚以結行攝之縁給、賢慮尤難量者歟、

これは、北条時頼、弁法印審範と対面し行撰の縁を結んだ。時頼の供の中に

南部時実が見えたものである。この史料の中で「南部又次郎」とあることから、南部時実が北条時頼に従ったことが分かる。

次は34番『吾妻鏡』弘長三年十一月二十日条を掲げる。

廿日丁酉、早旦、渡御北殿、偏及御終焉一念、昨日含嚴命之兩人、固守其旨、制禁人々群參之間、頗寂寞、為御看病、六七許輩祇候之外無人、所謂、

武田五郎三郎（政綱） 南部次郎（実光）

長崎次郎左衛門尉 工藤三郎右衛門尉（光泰）

尾藤太（景氏） 宿屋左衛門尉（光則）

安東左衛門尉（光成）等也、

これは、北条時頼の看病をする祇候人の中に南部実光が見えたものである。

この史料の中で「南部次郎」とあることから、南部実光は北条時頼の祇候人であることが分かる。

最後は37番安達泰盛乱聞書（鳩居堂所蔵）を掲げる。

陸奥入道（安達泰盛） 城介（安達宗景） ミ乃入道（安達長景） 城大夫判

官

（安達時景）

同

上総介（大曾根宗長） 大宰少貳（武藤景泰） 四郎左衛門尉

懷嶋 伴野 三浦

隠岐入道（二階堂行景） 出羽守（長泰） 對馬前司（頼連力）

加賀太郎左衛門尉（城宗顕力） 同六郎

殖田又太郎入道（大江泰廣） 城左衛次郎門脱

大曾祢太郎左衛門入道（宗長力） 上総三郎左衛門入道（大曾根義泰）

葦名四郎左衛門尉（泰親） 美作三郎左衛門尉

綱嶋二郎入道 池上藤内左衛門尉

行方少二郎 伊東三郎左衛門尉（裕景力）

足立太郎左衛門尉（直元） 南部孫二郎

和泉六郎左衛門尉（天野景村）

□其人を始めとして、五百人或自害、

（後欠）

これは、霜月騒動が起こった。安達泰盛方についた者の中に南部孫二郎（政光）が見えたものである。この史料の中で「南部孫二郎」とあることから、南部政光は安達泰盛方に従う立場があることが分かる。

以上の14点の史料を通じて、根城南部氏二代 三代 四代について、次のことが確認される。

① 『吾妻鏡』の記事に即して整理すると、次のようになる。

21番 嘉禎四（一二三八）年二月十七日条 「南部次郎（実光）」 「同三

郎（実長）」

- 2 2 番 仁治元(一二四〇)年八月二日条 「南部次郎(実光)」
  - 2 4 番 建長四(一二五二)年四月十四日条 「南部又次郎(時実)」
  - 2 5 番 建長四(一二五二)年七月八日条 「南部又次郎(時実)」
  - 2 6 番 建長四(一二五二)年八月一日条 「南部次郎(実光)」
  - 2 7 番 建長四(一二五二)年九月廿五日条 「南部又次郎(時実)」
  - 2 8 番 建長四(一二五二)年十二月十七日条 「南部次郎(実光)」
  - 2 9 番 建長五(一二五三)年八月十五日条 「南部次郎(実光)」
  - 3 0 番 建長六(一二五四)年八月十五日条 「南部次郎(実光)」
  - 3 1 番 康元元(一二五六)年七月十七日条 「南部又二郎(時実)」
  - 3 2 番 弘長元(一二六一)年一月九日条 「南部二郎(実光)」
  - 3 3 番 弘長元(一二六一)年九月三日条 「南部又次郎(時実)」
  - 3 4 番 弘長三(一二六三)年十一月廿日条 「南部次郎(実光)」
- ここから、以下の点を確認したい。

A 実光の活動時期は、嘉禎四(一二三八)年二月十七日から弘長三(一二六三)年十一月廿日までといえる。

B 実長については、21番の史料に「同三郎」とみえる以外、史料がない。しかも『尊卑分脈』で「南部三郎」を称したとされるのは行朝であって、実長は「同小四郎」と記載されており、名乗りに齟齬がみえる。以上のことから、なお検討が必要な人物であるといえる。

C 時実の活動時期は、建長四(一二五二)年四月十四日から弘長元(一二六三)年九月二日までといえる。これは父の実光の活動時期と重複していることが注目される。

② 実光・実長は征夷大將軍の隨兵として、よく寺社參詣に従ったことがわかる。時実は將軍宗尊親王の行列の中によく見られることがわかる。

③ 時実の子、4代目政光についての史料は、37番のみである。政光は霜月騷動のなかで、安達泰盛方に従う立場があることが分かる。

(3) 時長・師行・政長・武行

南部氏五代時長・師行・政長 武行に関する史料は72番である。次は72番南部時長・師行・政長陳状案(南部光徹氏所蔵文書)を掲げる。

## 目安

甲斐国南部郷以下所領事

訴人南部三郎次郎〔今者／刑部丞〕武行

論人南部五郎次郎時長

同又二郎師行〔但為宮 義良親王 供奉／奥州下向〕

同六郎政長

一、武行以先日奇(毀)破状、關自身所帶後日配分状、掠申子細罪科難遁事

南部郷以下、武行親父孫三郎宗實掠給御下文之間、時長亡父二郎政行法師

〔法名／道行〕就申子細、為備中入道々存二階堂時藤・壹岐入道妙惠〔于時

／在俗〕奉行、十八ヶ度被經其沙汰、為又二郎入道實願(時実)跡、去延慶

三年五月十八日得分親八人預御配分以来、云武行父子二代、云時長父子、得分親等、廿余年相互知行無相違之處、以先日奇(毀)破状、擬掠申自身帶持

之後日御下文等之条奸謀也、就中前後御下文共、以最勝園寺（北条貞時）禪門成敗也、爰依為先日沙汰、無據後日再往有其沙汰、被直下之時、被賞翫後日下知・御下文者、政道之法也、而武行依存自身依怙、閣傍例、奉掠上聞之条、造意之企玆事也、此上猶及御不審者、道存・妙惠等當參之上者、有御尋、武行奸曲可露頭乎、〔是／一〕

一、延慶三年五月十八日御下文不可有御不審事

於道行所得御下文者、後家（尼丁心）〔時長等繼母／資行実母〕并資行構謀書、抑留文書等之間、於關東番訴陳之上、於決斷所被經御沙汰最中也、仍武行・資行等、於對決之御座、正文出帶之上者、後日御配分狀更不可有御不審者也、〔是／二〕

一、武行不可遁告言咎事

如延慶三年御下文者、以亡父南部又二郎法師〔法名／實願〕遺領、所被配分也云々、而武行為實願孫子、閣親父非父祖之跡、直恩澤之由偽申之上者、如傍例者、難遁告言咎者哉、〔是／三〕

一、武行不可遁朝敵重科事

武行者為長崎三郎左衛門入道（高光）思元聳、属同四郎左衛門尉高貞、發向茅屋（千早）城致合戰、去四月落下關東之刻、同五月十日於三河国矢作宿（愛知県岡崎市）、仁木・細河・武田十郎已下被留畢、有御尋不可有其隱、可參御方者、京都合戰最中、依何事可落下關東哉、（北条）高時禪門与同之条、不可有御不審、而武行帶五宮（守良親王）令旨之由自稱之条、是又奸曲也、令帶令旨者、尤於京都可致合戰歟、不然者又於勢州・濃州・尾州可致軍忠之處、終無其儀、爰落下關東之時者、依隱密彼令旨歟、雖被留參河、不及

被見、今致奸訴、始出帶之条、表裏私曲、弥朝敵之段令露頭畢、其故者、以彼令旨、於関東為申子細、雖令下向、関東滅亡之間、立還參御方之由、構申者也、争可遁重科哉、而結句浴朝恩之条、言語道斷之次第也、時長等忠節之条、云大将注進、云證人等、分明也、而武行恐自科、令參候近衛殿、剩及偽訴之条、奸謀之至、何事如之哉、〔是／四〕

一、時長・政長等、於御方抽軍忠子細事

時長者最前馳參御方、於関東致合戦之忠、親類中村三郎二郎常光、五月廿日討死之条、新田三河弥次郎世良田満義見知畢、同廿一日靈山大將軍武田孫五郎長高相共、愚息行長懸先、若黨數輩被疵畢、同廿二日於高時禪門館、生捕海道弥三郎、取高時一族伊具土佐孫七頸畢、將又七月十二日押寄三浦山口、三浦若狭（時明）判官相共令退治悪黨畢、次政長自奥州最前馳參御方、自五月十五日至同廿二日、於所々致合戦、若黨守家討死畢、巨細被載注進歟、〔是／五〕

右子細雖多、被召決之刻、一烈御下文承伏之上者、武行不可依無窮奸訴、仍粗目安如件、

元弘三年十二月 日

これは、甲斐国南部郷以下の所領に関する南部武行の訴えに対して、南部時長 師行 政長が反駁したものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 「南部五郎次郎時長 同又二郎師行 同六郎政長」とあることから、時長 師行 政長は兄弟であることがわかる。

② 「武行親父孫三郎宗實掠給御下文之間、時長亡父二郎政行法師〔法名／道行〕

就申子細」とあることから、武行の父親は南部宗実で、時長の父親は南部政行である。鎌倉時代末期南部郷惣領の座をめぐって武行と時長 師行 政長は 対立がある。

③ ②の「亡父」という表現から考えると、この時南部政行もう死んだことがわかる。

以上、鎌倉期南部氏についてまとめると、次のようなことを確認した。

① 光行について、活動時期は文治五年六月九日から建久6（1195）年5月20日条までと推測される。この間の中で源頼朝の随兵として、寺社参詣、供養に従ったことがわかる。そして、7番に見えるように、合戦の従軍の義務もある。建治元年時点における南部氏については、甲斐国御家人の筆頭として扱われていたことがわかる。

② 根城南部氏二代 三代 四代について、実光の活動時期は、嘉禎四（一二三八年）年二月十七日から弘長三（一二六三）年十一月廿日までといえる。実長については、なお検討が必要な人物であるといえる。時実の活動時期は、建長四（一二五二）年四月十四日から弘長元（一二六一）年九月三日までといえる。

これは 父の実光の活動時期と重複していることが注目される。実光・実長は 征夷 大將軍の随兵として、よく寺社参詣に従ったことがわかる。時実は將軍 宗尊 親王の行列の中によく見られることがわかる。時実の子、4代目政光については、は霜月騒動のなかで、安達泰盛方に従う立場があることが分かる。

③ 南部氏五代時長 師行 政長 武行について、時長 師行 政長は兄弟であることがわかる。武行の父親は南部宗実で、時長の父親は南部政行である。

鎌倉 時代末期南部郷惣領の座をめぐって武行と時長 師行 政長は対立があ



ることがわかる。

### 第三節 『南部氏文書』とは

次章は『南部氏文書』に基づいて論じるから、その前提として、『南部氏文書』を紹介しておきたい。

『八戸市史史料編』の解題によると、『南部氏文書』は、南北朝時代に八戸市根城を本拠地とし、後に遠野に移封となった根城南部氏の家伝文書である。

「遠野南部家文書」とも呼ばれ、その総数は三〇〇〇点以上にも及び、中世文書だけでも三〇〇点以上確認されている。奥州北部において大きな勢力を保持した同家の歴史を反映したもので、すべて未表具のまま伝えられている。文書の中では、北畠顕家・顕信の国宣、御教書等が多数存するほか、南朝方のみでなく、北朝方、北条氏余党などが乱立した奥州の政治情勢を明らかにする文書も豊富である。現在には奥州北部の中世の歴史を具体的に示して史料的な価値が高いとされている(7)。

## 第二章 建武政権と南部師行・政長

### 第一節 建武政権と奥州小幕府

建武政権の成立及びこれに続く南北朝動乱については、佐藤進一氏の『日本の歴史9 南北朝の動乱』（中央公論新社、一九七四年）が古典的、かつ通説的な位置を占めている。またこの時期の陸奥におけるいわゆる奥州小幕府については、遠藤巖氏の「建武政権下の陸奥国府に関する一考察」（『日本古代・中世史の地方的展開』）1973、「南北朝内乱の中で」（小林清治 大石直正編『中世奥羽の世界』）1978の論文が詳細な検討を行っている。

そこで本節では、これらの先行研究を紹介し、糠部における南部氏の活動を検討する前提としたい。

#### 第一項 佐藤進一氏の『南北朝の動乱』（8）から

#### 建武政権成立

1334年、後醍醐は恒良親王を皇太子とし、年号を建武とする。後醍醐は内裏の修築や貨幣鑄造などに乗り出すが、伝統と先例を省みない、恣意的な政策、登用に、尊氏ら旧幕府系武士の不満はつのる。後醍醐天皇は、護良

親王と尊氏の両者に潰しあいさせようと企んでいたが、尊氏が護良親王蜂起を天皇に密告したため、親王は捕らえられる。当時の刑罰によくあることだが、護良親王は敵方、すなわち尊氏側に身柄を引き渡され、処刑される。(第二章第一節、第二節)

### 建武政権の破綻

後醍醐天皇は、宋の専制独裁君主制を模倣しようと、大がかりな改革に取り組んだ。しかし、宋とこの当時の日本とは社会構造がまったく異なっていた。宋においては、唐末の乱によって貴族階級が滅びたために、皇帝に忠実な官僚を育てることが可能になった。また、兵権と財政権を分離し、兵は政府の給料でまかなう軍隊に組織し、地主領主と分離させた。日本には貴族たちがおり、天皇の専制をおさえるために合議制によって政務をとっていた。また、兵力をもつのは領主だった。このため、中央集権的な後醍醐の改革は貴族、地方武士らを怒らせた(9)。

後醍醐に取り立てられた武士楠木正成、名和長年は商業を基盤にした実力者であり、結城親光は名家のなかから天皇によって惣領にとりたてられた人間である。こうした「なりでももの」が中央に居座ったことも、武士貴族の反抗の原因となった(9)。(第二章第三節、第四節)

### 内乱の開始

1335年、北条高時の遺児時行が信濃で反乱をおこし、足利軍を撃破して鎌倉に迫る。これが中先代の乱である。中先代とは時行のことをいう。足利直義と尊氏は後醍醐に討伐を命じられる。尊氏は天皇に、征夷大將軍職と総追捕使職を要求し、容れられる。尊氏が関東に向かい、三河に逗留する直義と合流し、乱を鎮圧したあと、彼らは帰京を拒否する。以降、足利軍と、後醍醐天皇、新田義貞軍との戦争がはじまり、全国規模に拡大する。

尊氏は後醍醐天皇とは常々交流があり、弟の直義とは違って天皇にたいして寛容すぎる面もあったという。また、尊氏は異常性格者であり、意味不明の激昂をみせることがあった。いつぼう、弟の直義は後醍醐天皇にたいする敵対心をはつきりと示していた。尊氏は京都から丹羽、播磨、兵庫と逃げ、九州で体勢を立て直すことにする。京都が尊氏方に奪われると、後醍醐は叡山に逃れる。尊氏は持明院統の光明天皇を擁立する(10)。(第四章第一節、第二節)

### 内乱の展開

一時の講和もすぐに破られ、後醍醐は大和の吉野に陣を構える。伊勢神宮に北畠親房、河内に中院定平、紀伊に四条隆資、越前に義貞を配し、畿南を拠点に再挙する。

南北朝対立のこの様相は、「一天兩帝、南北京」と評された。1336年、尊氏は建武式目を制定、新政の否定、初期鎌倉幕府への回帰などを唱え、室町幕府をひらいた。尊氏は各国に守護職をおき、これに国を支配させた。

尊氏は武家の棟梁となり、直義は政務総轄者となった。尊氏は人的支配権を、直義は領域支配権を握ったともいえる。鎌倉幕府において將軍と執権とで別れていた二つの権限を、兄弟で占有したといえる。直義は副將軍とよばれた。

新田義貞が足利軍に敗れて戦死、つづいて奥州の北畠顕家も幕府軍に敗れて死ぬ。1339年、後醍醐は死に、つづいて後村上天皇が立てられた。

高師直・師泰兄弟は、直義とは対照的な成り上がりの人物で、尊氏のもとで軍団を編成した。やがて、直義のもとには官僚、足利一門、惣領（一族の嫡子）、東国・西国の武士が、高兄弟と尊氏のもとには新興武士、庶子、畿内豪族が集結し、対立した。高兄弟、直義、そして南朝と、天下三分の状況となる（1）。

南朝の実質指導者、『神皇正統記』を著した北畠親房は、旧来の皇帝専制にもどれ、と高圧的に武士に説くばかりでなかなか支持を増やすことができなかった。以降、三つ巴のたたかいがつづく。推移が複雑で理解しがたい。

1348年、四条畷の戦いで南軍は総帥楠木正行はじめ多くの武将が死亡する。高師直の声望はふたたび高まった。尊氏と直義の講和はすぐに破られる。また、南朝も両勢力との講和を模索するが、トップ同士の争いを口実に抗争している土豪や武士たちには意味をなさなかった。直義が死ぬと、尊氏の妾腹の子で、直義の養子、直冬がかわって指導者となる。直冬党は中国・九州で強い勢力をもった。さらに尊氏が直義問題解決のために一時手を握った相手の南朝は、この機会に一举に京都へ進出しようとする。直義の死は天下三分の情勢を終息させるどころか、一層激化させた観がある。（第五章）（7）

第二項 遠藤巖氏の「建武政権下の陸奥国府に関する一考察」(12)から

この論文は陸奥国府「義良を将軍、頭家を執権とする奥州小幕府体制」という佐藤進一氏の認識を認める上に、陸奥国府自体内容の解明と国府と陸奥在地との具体的な関わりについて論じる。

建武新政権下での護良親王と北畠親房が共に、後醍醐天皇とは政治思想を多少異にして、幕府機構の現実的存在意義を認める立場にあり、倒幕後の関東地方を抑えた足利氏を牽制するためには、背後の陸奥を政府側に固めておく必要があるし、そのためには武士を掌握できる体制として幕府的機構を陸奥国府に設定した(13)。陸奥国においては、国守が守護職権を包摂し、少なくとも国府機構の構築運営にかかわる主権を天皇より「直勅裁を閣く」として付与され、実際に赴任し、機構の整備に着手したのは、重要なことと考えられる(14)。

次は史料を引用し、国府機構の具体的機能は引付・安堵奉行・寺社奉行などのことを確認した。国守権限は国府機構を通して行使され、国宣も国守の恣意的直接的作成によるのではなく、国府機構のそれぞれが現実的機能を果たしたところに発給されていることが確認した。

現地で活躍する奉行の実態については、遠藤氏は糠部郡奉行である南部師行・河村又二郎・工藤貞行・中条時長を逐一検討した。そこから判明した点を整理すると、まず第一に、現地の奉行には、在地に勢力をはる有力武士よりもむしろ庶子系武士や吏僚系武士が抜擢されていることである。糠部では、北畠頭家は南部氏を郡奉行に任命した。詳しくは第二節第一項で述べる。第二には、現地奉行の任免権が陸奥守頭家の強力な掌握下に置かれたことである。第三に

は、一定地域に複数の奉行が併置され、「両使」とか「一方検断奉行」というような呼称を受けていたこと。そしてその奉行間には、国守を中心とする命令系統の上下関係もしくは相互牽制作用が、国守によって意識的に設定されていたと見受けられることである。第四には、この現地奉行制の上に国司と足利氏との勢力均衡が保持されたのでないか、という見通しである。第五には、陸奥守頭家は鎌倉末期の現地機構を前提として取り込みながら、それをさらに北畠氏の法的理念に基づいて再編しようとしているように見受けられることである。

本稿では糠部郡奉行である河村又二郎・中条時長・南部師行について検討し、遠藤氏の指摘の一端をより詳細に検討した。糠部郡奉行の任免および複数奉行制については本稿第二章第二節第二項で詳述する。

遠藤論文では、これらの指摘に続けて、陸奥守頭家が多賀国府に構築した機構と同等の比重をかけて現地支配機構の整備に乗出していることは、明らかとされている。しかも、吏僚的側面をかなり前面に押出していることは、同時にそれだけ強く国司の法的権限を彼らに行使させようとしていることを意味する。

遠藤論文では次に、建武政権下陸奥国府の施政策の展開について、検討している。第一に、国守が(1)徴税と軍役の基礎たる荒田の把握のために土地調査を実施し、(2)全所領の給主を決定し、(3)その体制を維持しようとする施策の中に、各々の動向が明瞭に示される。第二に、このような動きは、国府の軍事警察力の執行状況の中にも確かめられる。その執行状況はやはり在地では郡検断に集約される糠部郡奉行南部氏のこうした活動については第二節第三項で具体的に考察する。

遠藤氏の指摘どおり糠部郡奉行もまた、国府の軍事警察力執行の末端を担った。そのことは本稿でも第二章第二節第三項で詳述する。

遠藤氏は、小幕府体制と言われる建武政権下の陸奥国府について、建武元々二年に限定し、国司権限が在地で強制力を発揮してた事実を、国府機構の機能を追求することで確かめてみた。その結果、郡検断・郡奉行という現地奉行が、北畠氏の政治理想を陸奥国の隅々で実現する要として設定されていることに、注目せざるを得なかった。陸奥の有力な武士が郡検断奉行職を要求し、国司がそれを認めるところにしか、陸奥国府体制は存続しなくなってくるのである。足利政権下の奥州管領府も、建武政権下の陸奥国府で成長したこのような動きに規制されながら成立した広域行政府であったとする(15)。

### 第三項 遠藤巖氏の「南北朝内乱の中で」(16)から

この論文は十四世紀の内乱は奥羽の人々にとって何であり、内乱期の奥羽は日本の歴史にとって何であった問題について、制度史の側面から整理したものである。

『太平記』も『保暦間記』も、奥羽観には、広大で異質な世界であるがゆえに国家が特別支配策を講じた点と、奥羽武士が北畠氏に従って南朝方として活躍した点との、二つの要素が盛り込まれている。奥羽全域が元弘没収地の指定を受けるといふ特質を持っているだけに、内乱期の政治社会で奥羽が注目される原因ともなる(17)(18)。

奥羽での北条氏領は全国支配を目指す得宗権利の一基盤として設定され、奥



羽全域支配機構の掌握という側面を強く持っていた。大量の御内人が奥羽に投入されるだけでなく、郡地頭職の集積や再編を通じて、奥羽に所領を有する御家人層を北条氏の御内人または準御内人として組織し、各々に全国支配の役割を与える。建武政府の本格的な奥州支配は、後醍醐が元弘三年八月五日北畠顕家を陸奥守に、同十五日葉室光顕を出羽守兼秋田城介に任じたことから始まる。中央集権的な地方支配組織のようとして改革に乗り出した国司制度の一環であるが、このうち陸奥守が、相模守足利直義とともに、他国司とは一線を画す特別国司であり、国府を幕府的組織に整備した。

陸奥国府の小幕府体制は、北畠氏の政治思想からすればあくまでも便法である。最高合議機関の評定衆に北畠一門の貴族を上座にすえてなお、例式の評議にしか預かれないというのが、この国府構成の方針である。北畠氏はさらに国府支庁として、陸奥各地に郡奉行所に設置した。郡奉行所は、天皇親政と鎮守府將軍足利氏による陸奥支配への対抗策であり、得宗専制下の郡地頭職体系の止揚策として設置されたと考えられるのである。北畠氏は国府と郡奉行所の構造を通じて、北畠氏の権限強化を軸とした上意下達の命令体系の構築を企図している。施政の一つ一つが、陸奥各地で郡奉行所に否応なく結集せざるを得ないように志向し、郡奉行の執行権を強化し保証しながら、国府への求心性を貫く。それを北条氏支配の実態と陸奥現地の要請を踏まえながら展開しているところに注目されるのである。

足利氏の奥羽支配は、両国の管轄を専任とする特設軍政官として奥州総大将を設置し、北畠氏の支配構造の奪取に焦点をあわせて勧められた。奥州総大将の職権は軍事指揮権を中核とするが、その発動方式は北畠氏と全く同じく、

個々の武士団宛てと郡検断宛ての両様の手段をとり、侍大将 合戦奉行である郡検断の証状を提示しない武士の軍忠状や所領申請には応じないという建前を取る。北畠氏側が陸奥守から鎮守府將軍へ、足利氏側が奥州総大将から陸奥守へ、という相互に制度的拠点を奪い合う現象を持って始まった奥羽支配構想の激突は、それだけに奥羽各地での掌握策では同一の手段を取る結果となっていたのである。

奥州武士に向ける軍事指揮権も合戦場への出陣命令だけでなく、管領府勤番のためにも発動され、実際にこの時期の文書を伝領する奥羽武士のほとんどが惣領自らまたは庶子をもって管領府に勤番したことを伝えている。管領府の構造については、奉行制と両使制を中核として、これまでの郡検断・奉行職を再編したことが知られる。奉行衆が管領府内で所務沙汰以下の統治権行使に従事し、各地域での遵行使節として管領府から二名の使節（両使）が派遣される。

国家の奥羽支配機構は、厩大な軍事力と貢租とりわけ特殊な所出物を制度的に掌握するものであるが、それが南北朝期後半に一揆など地縁的結合による支配方式を生みながらも、なお分郡を中心とした一斑の理由はここにある。分郡が補任を原則とする機構であることは、奥羽管領制が廃止されてもなお中央政府から新たな分郡主を送り込まれる条件となり、奥羽国人領主制がすでに態勢をあらわにしていたにもかかわらず体制的確立を次の時代の課題とする原因でもあった。(9)

## 第二節 糠部郡奉行の諸側面

1333-1337年までの僅かな期間だが、南部文書に史料が多く、この時期の史料を素材として、(1)郡奉行としての活動をはじめた時期、(2)郡奉行体制の内容、(3)郡奉行の職務、の3点にわたって検討する。

#### 第一項 郡奉行としての活動をはじめた時期

これに関する史料は編年史料編75番・76番・78番である。まず75番建武元年二月二日、南部師行寄進状(南部光徹氏所蔵文書)を掲げる。

#### (包紙ウワ書)

「師行よりたてのひしりに

あたふる判物 一

わせたのみのくちのにたんそへて進候也、

ひしやもんたうのちの事、おほむか多のうち、やすた二郎か屋しき、をなし

くそのまへに候はたけ、そへてまいらせ候、恐々謹言、

二月二日

師行(花押)

たてのひしりの御房

これは、南部師行、たての聖に屋敷・田畠を寄進したものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 師行は、糠部郡奉行として活動を始めただけの建武元年二月に、「たてのひしり」と呼ばれた僧侶に屋敷と田畠を寄進している。

② 八戸に進駐した師行が拠点を設定したら、北条氏時代の給主の城郭を  
接収したと考えるのが自然である（八戸通史編 p301）（19）。

この史料は、南部師行の糠部における活動を示す最も早いものである。つまり、元弘4年2月段階では、師行は糠部におり、おそらくは八戸を拠点としていたと推測される。

師行が糠部郡奉行としての活動を本格的に開始したことを示す史料として最も早いものは、次の76・78番の史料である。まず76番建武元年（元弘四年）二月十八日、陸奥国宣（南部光徹氏所蔵文書）を掲げる。

（花押）

信濃前司入道行珎申久慈郡事、申状如此、子細見状、早可被 沙汰居代官於  
彼郡之由、國宣候也、仍執達如件、

元弘四年二月十八日

大蔵権少輔清高

南部又次郎殿

これは、北畠顕家、久慈郡を二階堂行朝に与え、その執行を南部師行に命じたものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 師行に郡奉行として所領打渡を命じる陸奥国宣も出されており、国府の整備とほとんど時を同じくして糠部郡奉行が設置され、師行がその任に当たった。

② 建武元年二月に北畠顕家が久慈郡の知行を、二階堂行朝に認めた。

次は78番建武元年（元弘四年）二月二十二日、陸奥国宣（南部光徹氏所蔵文書）を掲げる

（花押）

陸奥國比内南河内事、大田孫太郎行綱代行俊申状如此、子細見状、早可被沙  
汰付之由、國宣候也、仍執達如件、

元弘四年二月廿二日

大蔵権少輔清高

南部又次郎殿

これは、北畠顕家、比内郡を太田行綱に与え、その執行を南部師行に命じたものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 建武元年（元弘四年）二月二十二日、北畠顕家、比内郡を太田行綱に与えた。

② この時、南部師行は所領打渡の役目を担当した。

以上の76・78番ともに、所領の打渡を命じた北畠顕家袖判陸奥国宣である。糠部郡奉行の職務に、こうした所領の打渡行為があったことは後述するが、この史料から、師行が糠部郡奉行としての活動を本格的に開始した時期は元弘4年（一二三四）2月半ば以降と考えてよい。

## 第二項 郡奉行体制の内容

これに関する史料は編年史料編85番・89番・103番である。まず85番建武元年四月晦日、多田貞綱書状（南部光徹氏所蔵文書）を掲げる。

### 糠部郡闕所事

一戸、工藤四郎左衛門入道跡

同子息左衛門次郎跡〔八戸上尻打〕

八戸、工藤三郎兵衛尉跡

三戸、横溝新五郎入道跡

南部又二郎殿・戸貫出羽前司（中条時長）殿・河村又二郎入道殿、両三人預申候、能々郡内可有御警固候、諸事御談合候者可宜候、恐々謹言、

建武元年四月晦日

源貞綱

南部又次郎殿

これは、多田貞綱、南部師行・中条時長・川村又二郎入道三名に、糠部郡内一戸・八戸・三戸の没収地を預けたものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 八戸の給主については、工藤三郎兵衛尉が認められる。八戸内の上尻打は、工藤義村が別個に知行していた。八戸の他にも父工藤四郎左衛門入道とともに糠部の中心地である一戸を知行していた。

② 「横溝新五郎入道跡」とあることから、三戸の給主については、まず横溝新五郎入道が認められる。

③ 建武元年四月、顕家は津軽の反乱鎮圧のため多田貞綱を派遣したが、途中で糠部に立ち寄せ、指示を与えた。

④ 糠部闕所のいくつかを南部師行・中条時長・川村又二郎に預けるとともに、糠部郡奉行は師行の他中条・河村を加えた三人体制となる。

この三人体制がどのように機能していたのか、89番建武元年六月十二日、北畠顕家袖判御教書(南部光徹氏所蔵文書)に詳しい。その内容を見てみよう。

(花押)

自是態欲被仰之處、條々注進之趣、具披露畢、

一、當郡内凶徒逃散輩有其數歟、心苦敷被思食、先以静謐之条、併奉行高名候、方々注進被取整、可被経御奏聞候、定可有叡感歟 凡郡内事、如先々被仰、被憑思食之上、弥可被致無貳之忠節候、凶徒余類等心之所及、可被加搜索也

一、工藤三郎兵衛間事、河村依聞出之、搜取之条神妙候、時長未及委細注進、沙汰之時ハ可得此御意候也、件三郎兵衛父子事、召進之條有事煩、御邊相共可計沙汰之由、被仰中條畢、随而御邊ニも其趣被仰候き、先日便宜不被申御返事、御不審之間、重欲被仰候つ、而時長申云、件三郎兵衛尉就謀叛、与同輩事有申旨、猶可召進國府之由、重雖申之、路次間も非無其煩、所詮兩御使相共尋問、載起請詞可注進、於其身兩人相談、猶可計沙汰之由、被仰畢、得其意、可被加催促、御邊所被預之兩人事、子細同前候也、

(略)

一、津軽事、石川楯無為責落候、目出候、持寄城静謐無御心元候、尤被打向  
彼城之条、雖可宣、郡内事無左右、又難被閣之間、未被仰候也、且可被隨  
事躰敷、中条二ハ早可向之由被仰了

(略)

條々猶被仰落事候、所詮悪党人事事、能々致沙汰可被属静謐也、罪科露頭無  
異儀之輩事者、只速可計沙汰、國府へ召進之条、有事煩之上難儀多候也

(略)

これは、建武元年六月十二日、北畠顕家、糠部・津軽の状況を知らせ、南部  
師行に指示を与えたものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 「自是態欲被仰之處、條々注進之趣、具披露畢」とあることから、南部師  
行が、これ以前に国府に詳細な報告(注進)をしている。本文書はその報  
告に対する返書であり、師行の照会への指示を書き連ねたものである。

② 「當郡内凶徒逃散輩有其數敷、心苦敷被思食、先以静謐之条、併奉行高名  
候」とあることから、糠部郡内には北条氏残党が多く存在していたが、この  
段階では「先以静謐」とあるように、大規模な反乱には至っていないことが  
わかる。

③ 「工藤三郎兵衛間事、河村依聞出之」とあるように、河村も北条氏残党の  
捜索にあたっている。糠部郡奉行としての職責を果たしている。

④ 逮捕された工藤三郎の処置について。「時長未及委細注進」とあることか  
ら、中条が逮捕したことを国府に報告したが、その報告は詳しいものではな



かった。中条はまた、工藤三郎の謀反について「与同輩事有申旨」との理由で国府に連行することを繰り返す主張した。これに対して国府は、「路次間も非無其煩」との理由で、「所詮両御使相共尋問」と中条と南部が現地で尋問し、国府には「起請詞」を載せた報告書提出するよう指示している。また工藤三郎の身柄については、「於其身両人相談、猶可計沙汰」と、中条・南部の両名の決定に委ねている。

⑤ ④から、国府から、中条・河村・南部の3人がどのような役割を期待されているのか考えると、次のようにいえよう。国府から正式な「両御使」とされているのは、中条と師行であり、このなかに河村は含まれていない。河村の位置づけは、中条や師行より低いものと考えられよう。工藤三郎逮捕のことを先に国府に報告したのは中条だが、国府は中条の報告では満足せず、師行に中条とともに工藤を尋問することを命じている。国府としては中条と師行は同格に扱っていることがわかる。河村については、その後の北奥での活動を示す史料はほとんどない。郡奉行の臨時の補助であったと思われる。

⑥ 「中条二ハ早可向之由被仰了」とあることから、中条は糠部郡奉行であるとともに、津軽への出陣も命じられていた。これに対して師行はあくまでも糠部にとどまって任務を遂行すべきことが期待されていたことがわかる。とすれば、3人体制といっても、主要な任務は師行が負うことになったといえよう。

⑦ 北条氏残党の中で「罪科露頭無異儀之輩」については、「有事煩之上難儀多候也」との理由で国府への連行は不要であり、「只速可計沙汰」と現地で対応に委ねている。これが糠部における北条氏残党搜索、逮捕、対応の原

則であると考えてよい。

次は103番建武元年十月六日、陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)を掲げる。

(花押)

中條出羽前司時長申糠部郡一戸事、任御下文之旨、莅彼所、可被沙汰付時長代、使節及遅引者、可有其咎者、依 国宣執達如件、

建武元年十月六日

大蔵権少輔清高奉

南部又次郎殿

これは、北畠顕家、糠部郡一戸を中条時長に与え、その執行を南部師行に命じたものである。この史料から次のようなことがわかる。

- ① 糠部一戸は、中条時長に与えられている。
- ② この時、南部師行は所領打渡の役目を担当した。

この文書には、時長に津軽の反乱が一段落したら糠部に戻って師行と相談すべきことを命じたとあるから、顕家としては翌建武二年からは糠部郡奉行所の運営を師行、時長の二人体制で行わせる構想だったのだろう。しかし、実際はそのあと、時長が糠部で行動した痕跡はなく、糠部郡奉行の職務は専ら師行が担うことになる。この事が後に南部氏一族が糠部を代表する有力武士となる出発点だったことは疑いない。

以上の3点の史料を通じて、郡奉行体制について、次のことが確認される。

① 郡奉行は、南部師行、中条時長、河村又次郎入道の3人である。

② 河村の位置づけは、中条や師行より低いものと考えられよう。国府としては中条と師行は同格に扱っていることがわかる。河村については、その後の北奥での活動を示す史料はほとんどない。郡奉行の臨時の補助であったと思われる。

③ 中条は糠部郡奉行であるとともに、津軽への出陣も命じられていた。これに対して師行はあくまでも糠部にとどまって任務を遂行すべきことが期待されていたことがわかる。とすれば、郡奉行として糠部郡内で最も重要な役割を果たしたのは、南部師行だった。

### 第三項 糠部郡奉行の職務

糠部郡奉行の職務として、史料からうかがわれるものは下記の4点である。

(イ) 所領の調査、打渡

(ロ) 不法行為の捜査、一般的な治安維持

(ハ) 糠部の軍事的制圧と北条氏残党の処置

(ニ) 行軍の支援

このうち、(イ)については、史料も多く、論じるべきことも多岐にわたるので、あらためて検討することにして、ここでは(ロ)から(ニ)について検討する。

1. (ロ)の不法行為の捜査、一般的な治安維持について

これに関する史料は80・107番である。まず80番建武元年三月三日、陸奥国宣（南部光徹氏所蔵文書）を掲げる。

（花押）

閉伊郡内大澤村御牧馬并殺害追捕以下狼籍事、石見左近大夫有資申状二通〔副守常解状等〕如此、子細見状、山田六郎所行云々、急速令尋沙汰、任実正可被注進之由、國宣候也、仍執達如件、

建武元年三月三日

大蔵権少輔清高奉

南部又次郎殿

これは、北畠顕家、閉伊郡内大沢村御牧（岩手県山田町）馬殺害追捕のことについて捜査することを、南部師行に命じたものである。この時期の陸奥国宣には全て陸奥国司の北畠顕家の袖判が記されている。この史料から次のようなことがわかる。

- ① 「御牧」とあることから、閉伊郡内大澤村で国衙の馬の牧があった。
- ② この時、石見左近大夫有資は二通の申状と守常の解状等を顕家に提出した。加害者は山田六郎と指摘した。
- ③ 有資が牧の管理者、山田六郎が地元武士ということが推測できる。
- ④ 「守常解状」とあることから、守常が有資の部下、少なくとも有資の上位のものではないということが推測できる。
- ⑤ 顕家は師行に大沢村御牧における狼藉について捜査することを命じた。その調査の結果を申告するように命じた。言い換えれば、師行が閉伊郡内

不法行為の調査と治安維持の役目を担当したことになる。

次は107番建武元年十二月十五日、陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)を掲げる。

(花押)

糠部郡七戸御牧御馬事、追越方々々々、為事實者、太不可然、早尋搜之、可被返 遣本牧、若又有申異儀之輩者、可被注進交名者、依 国宣執達如件、

建武元年十二月十五日

大蔵権少輔清高奉

南部又次郎殿

これは、北畠顕家、糠部郡七戸は御牧の馬に対する不法行為の排除を南部師行に命じたものである。この史料から次のようなことがわかる。

- ① 「御牧」との表現から糠部郡七戸で国衙の馬の牧があつたことが分かる。しかも「本牧」とあることから、「御牧」以外の牧も存在したことが推測できる。
- ② 顕家は師行に七戸御牧の馬に対する不法行為を排除するように命じた。
- ③ 「若又有申異儀之輩者、可被注進交名者」とあることから、不法行為を行ったものに対する、最終的な処罰は国衙が決定したように考えられる。

以上、80番と107番の史料から、次のような結論を導き出すことができ

① 建武年間の糠部郡・閉伊郡は国衙の牧が存在した。このことは、この地域が著名な馬産地であったことを物語る。

② 糠部郡奉行である南部師行は糠部郡だけではなく、閉伊郡における不法行為の捜査、一般的な治安維持の役目も担当した。師行の管轄範囲については後述する。

③ 南部師行の役割は治安維持であるが、不当行為を働いた人びとに対する処置の決定権は有さず、最終的な決定は国衙が行ったようである。

2・(ハ)の糠部の軍事的制圧と北条氏残党の処置について

これに関する史料は83・105番である。まず83番建武元年四月十三日、陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)を掲げる。

(花押)

多田木工助貞綱令下向津軽候、先打向糠部、使節等相共可尋沙汰之由、被仰含候、急令會合令静謐郡内之様、可被計沙汰者、依國宣執達如件、

建武元年四月十三日

大藏権少輔清高奉

南部又次郎殿

これは、北畠顕家、南部師行に対し多田貞綱と会合し糠部郡内を静謐にすべ

きを

とを命じたものである。この史料から次のようなことがわかる。

- ① 建武元年四月、頭家は津軽の反乱鎮圧のため多田貞綱を派遣した。
- ② 「急令會合令静謐郡内之様、可被計沙汰者」とあることから、北条氏残党が糠郡内おり、この時糠郡内でも反乱に準じた状況であったと考えられる。
- ③ 「先打向糠部、使節等相共可尋沙汰之由」とあることから、郡奉行とは国衙の使節であった。
- ④ 「使節等相共可尋沙汰之由」、「急令會合令静謐郡内之様、可被計沙汰者」とあることから、この時、多田貞綱は南部師行と同格であることが推測できる。

次は105番建武元年十二月七日、陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)を掲げる。

(花押)

佐々木五郎泰綱召進横溝孫二郎入道子息龜一丸、同六郎子息虎熊丸事、暫可召置敷、六郎以下輩、猶尋搜之後、可有沙汰哉、且又随事躰、可被計沙汰也、六郎妻女事聞食畢、同可被召置之旨、被仰下也、仍執達如件、

建武元年十二月七日

大藏権少輔清高奉

南部又二郎(師行)殿

これは、北畠頭家、横溝孫二郎入道一族の処置につき、南部師行に指示するものである。この史料から次のようなことがわかる。

- ① 建武元年十二月七日、頭家は横溝孫二郎入道一族の処置のことを南部師行

に命令する。

- ② 「佐々木五郎泰綱召進横溝孫二郎入道子息龜一丸、同六郎子息虎熊丸」とあることから、佐々木五郎泰綱は北畠頭家の味方ということが推測できる。
- ③ 横溝孫二郎一族は北条氏残党で、新政府に反抗していることが推測できる。
- ④ 「龜一丸」、「虎熊丸」という童名があるから、横溝孫二郎と六郎の子息はまだ未成年ということが推測できる。

- ⑤ 横溝六郎はまだ捕まえないで、彼等の捜査は南部師行に任せる。

以上、83番と105番の史料から、次のような結論を導き出すことをできる。

- ① 上の史料と89番「北畠頭家袖判御教書」及び106番「津軽降人交名注進状案」から考えると、建武元年の時点で、北条氏残党は糠部郡と津軽におり、大きな反乱は津軽であったことが分かる。

- ② この時、南部師行は糠部にあつて軍事的制圧と北条氏残党の処置の役目を担当した。

- ③ 「暫可召置敷」、「同可被召置之旨」とあることから、北条氏残党に対する処罰の権限は国衙が持っていることが分かる。

### 3・(二)行軍の支援

これに関する史料は93番建武元年八月二日、陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)である。



(花押)

津軽御下向路次、糠部郡内宿々御雑事用意事、御宿次并人数以下注文一通遣之、早相談工藤右衛門入道、可致嚴密沙汰者、依 国宣執達如件、

建武元年八月二日

大蔵権少輔清高奉

南部又二郎殿

これは、北畠顕家は、津軽下向のため、糠部郡内宿々の雑事を南部師行に命じたものである。花押は前号と同じく北畠顕家のものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 建武元年八月二日の時点で、北畠顕家、津軽に下向する予定であった。師行に糠部郡内宿泊の雑事を命じた。言い換えれば、南部師行は顕家行軍の支援の役目を担当した。

② 「早相談工藤右衛門入道、可致嚴密沙汰者」とあることから、この時、工藤右衛門入道は糠部郡にあり、南部師行とともに行軍の支援を命じられた。

この文書から糠部郡奉行の職務に、津軽での反乱鎮圧のための行軍支援のよ  
うな軍事的任務があったことが分かる。

(イ) 所領の調査、打渡について

1・糠部郡奉行の管轄範囲について

打渡に関する史料は14点と多い。これをまとめると、表1(P10)(20)

のようになる。

表  
1

ひとつは糠部郡内の所領で10通あるが、他方糠部郡外の所領は76番の久部のものだが、これは2つに大別されることである。

表1からただちにわかることは、打渡された所領の所在地はすべて陸奥国北

番号	年月日	文書の種類	宛行われた人物	打渡された所領	その他
76	元弘4年2月18日	陸奥国宣	二階堂行朝	久慈郡	
78	元弘4年2月22日	陸奥国宣	太田行綱	比内郡	
81	建武元年3月21日	陸奥国宣	地頭等	鹿角郡内闕所	
90	建武元年7月2日	陸奥国宣	伊達善恵	糠部郡南門横溝浄円跡	
91	建武元年7月21日	陸奥国宣	伊達光助	八戸工藤左衛門次郎跡	
92	建武元年7月29日	陸奥国宣	伊達行朝	糠部郡七戸内工藤右近将監跡	
94	建武元年8月3日	陸奥国宣	阿曾沼朝綱	遠野保	面懸左衛門尉らの追却
100	建武元年9月6日	陸奥国宣	工藤景資	糠部郡三戸内会田四郎三郎跡	
101	建武元年9月12日	陸奥国宣	横溝重頼	横溝六郎三郎入道跡	
102	建武元年9月16日	陸奥国宣	伊達行朝	糠部郡七戸	
103	建武元年10月6日	陸奥国宣	中条時長	糠部郡一戸	
110	建武2年2月21日	陸奥国宣	横溝祐貞	糠部郡南門の横溝弥五郎入道跡	
111	建武2年2月30日	陸奥国宣	伊達宗政	糠部郡七戸内野辺地	
118	建武2年9月6日	北畠顕家御教書	横溝重頼	糠部南門のうち横溝六郎三郎入道跡	

慈郡(既出)、78番の比内郡(既出)、81番の鹿角郡、94番の遠野保の4通ある。まずは糠部郡外の所領打渡に関する資料を個別に検討する。

76番は、北畠顕家、久慈郡を二階堂行朝に与え、その執行を南部師行に命じたものである。その史料から次のようなことがわかる。

① 師行に所領打渡を命じるこの陸奥国宣が出されたことから、この時、糠部郡奉行が既に設置され、師行がその任に当たったことが推測できる。

② 建武元年二月に北畠顕家が久慈郡の知行を、二階堂行朝に認めた。

③ 北畠顕家、久慈郡代官の手配をすることを南部師行に命じた。

④ 「信濃前司入道行珙(二階堂行朝)申久慈郡事」とあることから、南部師行の管轄地域は糠部にとどまらなかった。久慈での任務が命じられていた。

78番は、北畠顕家、比内郡を太田行綱に与え、その執行を南部師行に命じたものである。その史料から次のようなことがわかる。

① 建武元年(元弘四年)二月二十二日、北畠顕家、比内郡を太田行綱に与えた。

② この時、南部師行は所領打渡の役目を担当した。

③ 「陸奥國比内南河内事、太田孫太郎行綱代行俊申状如此、子細見状、早可被沙汰付之由」とあることから、前述のように、南部師行の管轄地域は糠部にとどまらなかった。比内郡での任務が命じられていた。

次は81番建武元年三月廿一日、陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)を掲げる。

(花押)

鹿角郡闕所少々、所被宛行地頭等也、任御下文之旨、可被沙汰居之由、依国宣執達如件

建武元年三月廿一日

大蔵権少輔清高奉

南部又次郎殿

これは、北畠頭家、鹿角郡内の没収地を地頭らに与え、その執行を南部師行に命じたものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 建武元年三月廿一日、北畠頭家、鹿角郡内の没収地を地頭等に与えた。

② この時、南部師行は所領打渡の役目を担当した。

③ 「鹿角郡闕所少々、所被宛行地頭等也」とあることから、前述のように、南部師行の管轄地域は糠部にとどまらなかった。鹿角郡での任務が命じられていた。

④ 「鹿角郡闕所少々、所被宛行地頭等也」とあることから、打渡文書を発給する際、完全的な指定制ではなくて、後で郡奉行に任ず、分ける場合もある。

最後は94番建武元年八月三日、陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)を掲げる。

(花押)

阿曾沼下野権守朝綱代朝兼申遠野保事、申状如此、子細見状、所詮不日追却面懸左衛門尉以下輩、可沙汰付朝兼、使節遅引者可有其咎也者、依国宣執達

如件

建武元年八月三日

大藏権少輔清高奉

南部又次郎殿

これは、北畠顕家、阿曾沼朝綱の申請により、遠野保から面懸左衛門尉らを追放することを、南部師行に命じたものである。この史料から次のようなことがわかる。

- ① 建武元年八月三日、北畠顕家、遠野保を阿曾沼朝綱に与えた。
- ② この時、南部師行は所領打渡と北条氏残党追却の役目を担当した。

以上4点の史料を通して、糠部郡奉行とはいっても南部師行の管轄地域は糠部にとどまらなかったことが確認される。比内・鹿角・久慈・閉伊の諸郡及び遠野保での任務が命じられていることがわかる。この点は、前述の80番閉伊郡での警察行為検討した糠部奉行実際の活動範囲は糠部だけではなく、さらに広いものだったと同様である。

ただし糠部郡外といっても、岩手・志和・稗貫・江刺・和賀・胆沢・気仙・磐井に関しては、師行が治安維持や打渡に関与した形跡はない。このことの意味は南部師行の管轄範囲は糠部郡だけではないですけど、陸奥国中部にあまり及ばない。これによって、一定地域に複数の奉行が併置され、そしてその奉行間には、国守を中心とする命令系統の上下関係もしくは相互牽制作用が、国守によって意識的に設定されていたことが推測できる。

## 2・糠部郡内の所領打渡について

次に、10通残されている糠部郡内の史料を見てゆく。まず、郡外武士への打渡を検討するしてみよう。

(1) 表1には、伊達氏一族への打渡が5通みえる。

まず90番建武元年七月二日、陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)を掲げる。

(花押)

伊達五郎入道善恵申、糠部郡南門内横溝六郎三郎入道浄円跡事、任御下文之旨、莅彼所、可沙汰付善恵代、縦稱本主、捧関東下知以下證状雖支申、不帯論旨・國宣者、不可許容、使節遅引者、可有其咎者、依 国宣執達如件、

建武元年七月二日

大蔵権少輔清高奉

南部又次郎殿

これは、北畠顕家、糠部郡南門横溝浄円跡を伊達善恵に与え、その執行を南部師行に命じたものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 糠部内における九つの戸の残余部分は東西南北の門に編成されていたが、そのうちの南門の中里村の給主に横溝浄円が認められた。

② この時、南部師行は所領打渡の役目を担当した。

③ 「莅彼所、可沙汰付善恵代、縦稱本主、捧関東下知以下證状雖支申、不帯論旨・國宣者、不可許容」とあることから、打渡の際、反抗されることを予想して、師行に現地へ行く命令を出した。

④ 横溝六郎三郎入道浄円は北条氏残党で、領地は没収されたことが推測でき

る。

次は91番建武元年七月二十一日、陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)を掲げる。

(花押)

伊達大炊助三郎次郎光助申、八戸工藤左衛門次郎跡事、任御下文之旨、可沙汰付光助代、縦稱本主、捧関東下知以下證状雖支申、不帶論旨国宣者不可許容、使節及遅引者、可有其咎者、依 国宣執達如件、

建武元年七月廿一日

大蔵権少輔清高奉

南部又次郎殿

これは、北畠顕家、八戸工藤左衛門次郎跡を伊達光助に与え、その執行を南部師行に命じたものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 建武元年七月二十一日、北畠顕家、八戸工藤左衛門次郎跡を伊達光助に与えた。

② この時、南部師行は所領打渡の役目を担当した。

③ 「八戸工藤左衛門次郎跡事、任御下文之旨、可沙汰付光助代」とあることから、闕所地は本主の一族に与えるだけでなく、別の有力者に与える例もあることがわかる。

④ 八戸工藤左衛門次郎は北条氏残党で、領地は没収されたことが推測できる。



次は92番建武元年七月二十九日、陸奥国宣（南部光徹氏所蔵文書）を掲げ  
る。

（花押）

糠部郡七戸内工藤右近将監跡、被宛行伊達左近大夫将監行朝畢、可被沙汰付  
彼代官者、依国宣執達如件、

建武元年七月廿九日

大蔵権少輔清高奉

南部又次郎殿

これは、北畠顕家、糠部郡七戸内工藤右近将監跡を伊達行朝に与え、その執  
行を南部師行に命じたものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 建武元年七月二十九日、北畠顕家、七戸内工藤右近将監跡を伊達行朝に与  
えた。

② この時、南部師行は所領打渡の役目を担当した。

③ 工藤右近将監は北条氏残党で、領地は没収されたことが推測できる。

次は102番建武元年九月十六日、陸奥国宣（南部光徹氏所蔵文書）を掲げ  
る。

（花押）

伊達大夫将監行朝申糠部郡七戸事、任御下文之旨、莅彼所、可沙汰付行朝代、  
縦稱本主子孫雖支申、不可許容、使節及遅引者、可有其咎者、依国宣執達如

件

建武元年九月十六日

大蔵権少輔清高奉

南部又次郎殿

これは、北畠顕家、糠部郡七戸を伊達行朝に与え、その執行を南部師行に命じたものである。この史料から次のようなことがわかる。

- ① 建武元年九月十二日、北畠顕家、糠部郡七戸を伊達行朝に与えた。
- ② この時、南部師行は所領打渡の役目を担当した。
- ③ この建武元年の時点、七戸は戦乱で闕所地になったことがわかる
- ④ 111番の北畠顕家、糠部郡七戸内野辺地を伊達宗政に与えたことから、この時、伊達行朝が得たのは七戸全域ではないことがわかる。

最後は111番建武二年二月三十日、陸奥国宣（南部光徹氏所蔵文書）を掲げる。

（花押）

伊達五郎宗政申糠部郡七戸内野邊地事、任御下文旨、莅彼所、可被沙汰付宗政、使節緩怠者、可有其咎者、依 国宣執達如件

建武二年二月卅日

大蔵権少輔清高奉

南部又次郎殿

これは、北畠顕家、糠部郡七戸内野辺地を伊達宗政に与え、その執行を南部師行に命じたものである。この史料から次のようなことがわかる。

- ① 建武二年二月三十日、北畠顕家、糠部郡七戸内野辺地を伊達宗政に与えた。
- ② この時、南部師行は所領打渡の役目を担当した。

以上5点の史料を通して、伊達氏一族が糠部郡内の闕所地を得たことが確認される。この時期の伊達氏は、義良親王を奉じて奥州鎮定のために下向した北畠顕家に属し、式評定衆となった。北条氏残党の乱では、連動して蜂起した北条方の与党を討った。伊達氏一族この時期の拠点は、陸奥国伊達郡（現在の福島県伊達市地域）である。もともと糠部郡の領主とは思われない。したがってこの打渡は、単純な新恩の給付の結果といえる。

(2) 表1には、また糠部の地元の武士でない事例として103番建武元年十月六日、陸奥国宣（南部光徹氏所蔵文書）の中条時長の例（既出）がある。

103番は、北畠顕家、糠部郡一戸を中条時長に与え、その執行を南部師行に命じたものである。その史料から次のようなことがわかる。

- ① 建武元年十月六日、糠部一戸は、中条時長に与えられていた。
- ② この時、南部師行は所領打渡の役目を担当した。
- ③ 糠部郡一戸を中条時長に与えることから、北畠顕家は糠部の郡奉行に所領を与える際、時長が津軽の一方検断奉行を兼任したため、行軍の便宜も考慮したことが分かる。

(2) 糠部郡内の給主では、横溝氏一族に関するものが3通ある。

まずは101番建武元年九月六日、陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)を掲げる。

(花押)

横溝孫六重頼者、不令与同一族、兼以訴申孫二郎入道等陰謀之子細之間、忠節之仁也、仍被宛行六郎三郎入道跡畢、早可被沙汰付於當所、尋搜凶徒在所、弥可致忠之由所被仰含也、存其旨可被相談者、依国宣執達如件

建武元年九月十二日

大蔵権少輔清高奉

南部又次郎殿

これは、北畠顕家、横溝六郎三郎入道跡を横溝重頼に与え、その執行等を南部師行に命じたものである。この史料から次のようなことがわかる。

- ① 建武元年九月十二日、北畠顕家、横溝六郎三郎入道跡を横溝重頼に与えた。
- ② 「横溝孫六重頼者、不令与同一族、兼以訴申孫二郎入道等陰謀之子細之間、忠節之仁也」とあることから、孫二郎等の計画を国府に訴えたのは横溝重頼だった。
- ③ 「横溝孫六重頼者、不令与同一族」とあることから、横溝氏一族の多くが孫二郎入道と同様、北条氏側についていたことを思わせる。
- ④ この時、南部師行は所領打渡の役目を担当した。

次は110番建武二年二月二十一日、陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)を掲

げる。

(花押)

横溝彦三郎祐貞申糠部郡南門内横溝弥五郎入道跡事、早任御下文之旨、不日可沙汰付下地於祐貞、使節遅引者、可有其咎之状、依国宣執達如件

建武二年二月廿一日

大藏権少輔清高奉

南部又次郎殿

これは、北畠顕家、糠部郡南門の横溝弥五郎入道跡を同祐貞に与え、その執行を南部師行に命じたものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 建武二年二月二十一日、北畠顕家、糠部郡南門の横溝弥五郎入道跡を横溝祐貞に与えた。

② 「使節遅引者、可有其咎之状」とあることから、南部師行は早めに打渡ことをやるために、遅延の処罰を示す。

③ この時、顕家は師行に郡奉行として所領打渡を命じた。

最後は118番建武二年九月六日、北畠顕家御教書(盛岡南部文書)を掲げる。

横溝孫六郎重頼申糠部南門内横溝六郎三郎入道跡中里村事、為伊達彦五郎辭退地之由載注文之間、先日被宛行重頼之条、奉行人等忘却、謬宛給彦三郎了云々、所申定不便、仍於彦三郎者被行他所、如元返所給重頼也、早可被沙汰

付、抑被執申状葛卷村之由被載之、重頼状中里村云々、両通令参差了、然而就重頼申状所被経御沙汰也、可被存其旨者、依仰執達如件、

建武二年九月六日

修理亮

南部又次郎殿

沙弥（花押）

これは、北畠頭家、糠部郡南門中里村につき、南部師行に指示したものである。この史料から次のようなことがわかる。

- ① 北畠頭家、糠部南門のうち横溝六郎三郎入道跡を横溝重頼に与えた。
- ② 伊達彦五郎は糠部南門内横溝六郎三郎入道跡を辞退したのは、現地での一族対立から知行不可能と判断したためだろう。

③ 建武新政権成立にあたって、横溝一族は北条氏残党となる六郎三郎と、新政権を支持する重頼・祐貞というように分裂した。

④ この時、南部師行は所領打渡の役目を担当した。

以上の3点、また前掲の90番・105番の横溝氏に関する記載から、次のようなことが分かる。

① 鎌倉幕府滅亡の時点で、横溝一族が分裂した。北条氏残党に味方をしていたのは、90番からは、「横溝六郎三郎入道浄円跡」とあるので、横溝浄円。101番からは、「孫二郎入道」と「横溝六郎三郎入道」。後者は、90番にみえる浄円のことと推測される。110番からは、「弥五郎入道跡」とあるので、横溝弥五郎。

② 新政府に協力したのは、101番からは、「横溝孫六重頼者、不令与同一族」とあるので、横溝孫六重頼。110番からは、「不日可沙汰付下地於祐

貞」とあるので、横溝彦三郎祐貞。

③ 101番の「横溝孫六重頼者、不令与同一族、兼以訴申孫二郎入道等陰謀之子細之間、忠節之仁也、仍被宛行六郎三郎入道跡畢」と110番の「横溝彦三郎祐貞申糠部郡南門内横溝弥五郎入道跡事、早任御下文之旨、不日可沙汰付下地於祐貞」とあることから、横溝一族の闕所地は、大体その一族内の新政府協力者に打渡した。これは新政府の招降政策の一つと見られる方がい  
いと思う。

④ 90番の「伊達五郎入道善恵申、糠部郡南門内横溝六郎三郎入道浄円跡事、任御下文之旨、莅彼所、可沙汰付善恵代」とあることから、横溝一族の闕所地は、糠部郡外の伊達氏にも与えられた。この点から見ると、国府は新政府に協力した重頼・祐貞に対して、そんなに信用ではない、むしろ、闕所地の打渡を通して、横溝一族の勢力を削減する意がある。

◎ 横溝一族と同様、地元の武士が宛行われた例は100番の工藤氏もある。

次は100番建武元年九月六日、陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)を掲げる。

(花押)

工藤三郎景資申、糠部郡三戸内會田四郎三郎跡事、早任御下文之旨、可打渡景資、使節遅引者、可有其咎之由、国宣所候也、仍執達如件

建武元年九月六日

大蔵権少輔清高奉

南部又次郎殿

これは、北畠顕家、糠部郡三戸内会田四郎三郎跡を工藤景佑に与え、その執行を南部師行に命じたものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 建武元年九月六日、北畠顕家、糠部郡三戸内会田四郎三郎跡を工藤景佑に与えた。

② この時、南部師行は所領打渡の役目を担当した。

③ 會田四郎三郎は北条氏残党で、領地は没収されたことが推測できる。

以上の史料、また前掲の91番・92番工藤氏に関する記載から、次のようなことがわかる。

① 鎌倉幕府滅亡の時点で、工藤一族も分裂した。北条氏残党に見方をしていたのは、91番からは、「八戸工藤左衛門次郎跡」とあるので、八戸工藤左衛門次郎。92番からは、「糠部郡七戸内工藤右近将監跡」とあるので、工藤右近将監。新政府に協力したのは、100番からは、「早任御下文之旨、可打渡景資」とあるので、工藤景資。

② 91番からは、「伊達大炊助三郎次郎光助申、八戸工藤左衛門次郎跡事、任御下文之旨、可沙汰付光助代」とあるので、92番からは、「糠部郡七戸内工藤右近将監跡、被宛行伊達左近大夫将監行朝畢」とあるので、工藤一族の闕所地は、伊達一族にあげられた。100番からは、「工藤三郎景資申、糠部郡三戸内會田四郎三郎跡事、早任御下文之旨、可打渡景資」とあるので、また新政府に協力した工藤景資のほうは、別の闕所地を得た。これは国府が



勢力バランスため、闕所地を再配分の措置の一つと考えられる。

以上、南部氏文書の中、糠部郡奉行の打渡に関する史料を全部検討した。これらの史料から、次のようなことがわかる。

① 糠部郡奉行とはいっても南部師行の管轄地域は糠部にとどまらなかったことが確認される。比内・鹿角・久慈・閉伊の諸郡及び遠野保での任務が命じられていることがわかる。

② この時期の伊達氏は、義良親王を奉じて奥州鎮定のために下向した北畠顯家に属し、式評定衆となった。北条氏残党の乱では、連動して蜂起した北条方の与党を討った。伊達氏一族この時期の拠点は、陸奥国伊達郡（現在の福島県伊達市地域）である。もともと糠部郡の領主とは思われない。したがってこの打渡は、単純な新恩の給付の結果といえる。

③ 鎌倉幕府滅亡の時点で、横溝一族が分裂した。北条氏残党に味方していたのは、横溝浄田、孫二郎入道と横溝六郎三郎入道である。新政府に協力したのは、横溝孫六重頼と横溝彦三郎祐貞である。

④ 鎌倉幕府滅亡の時点で、工藤一族も分裂した。北条氏残党に見方をしていたのは八戸工藤左衛門次郎と工藤右近将監である。新政府に協力したのは、工藤景資である。

⑤ 糠部郡内の闕所地は、郡外の武士伊達氏一族、郡奉行の中条時長及び郡内の武士横溝氏、工藤氏一族にあげられたことがわかる。このことは国府の糠部郡内勢力の牽制の政策の一つとみられる。

### 第三節 北畠顕家の遠征と師行・政長

#### 第一項 北畠顕家の遠征と南部師行の戦死

ここでは、建武二年十一月二十二日から暦応元年五月二十二日までの時期を扱う。これまでの研究によれば、この時期に起こったことがらを列記すると次のようになる。

建武二年十一月に、北畠顕家は尊氏追討のため陸奥を出発した。建武三年五月頃には、陸奥国府に戻った。これが顕家の第1回遠征である(21)。

建武四年八月に、北畠顕家は京都奪回のため再度出陣した。暦応元年五月に顕家軍は堺浦で敗れ、顕家自身が戦死した。このとき南部師行も戦死している。これが顕家の第2回遠征である(21)。

以下に、顕家の2つの遠征に南部氏がどのようにかかわったか、史料に即して検討してゆく。

顕家の第1回遠征に関する史料は、編年史料編122番・124番・126番・129番である。まず122番「源氏南部八戸家系」信政の中の記事を掲げる。

三郎、任右近藏人、建武二年十一月廿二日顕家卿奉綸旨、発国府上洛時、信政等猶克勉焉、(中略)

信政等猶克勉焉、同年顕家卿任鎮守府下向奥州、信政等亦從歸焉、

これは北畠顕家、奥州の武士を率いて足利尊氏追討のため出陣したときに、南部信政も、これに従軍したというものである。

この「源氏南部八戸家系」という史料は、江戸時代に根城南部氏は先祖の系譜と事績を記したものである。編纂事業は十七世紀後半から十九世紀初めの数次にわたり、数種類の系図が作成された。同時代史料ではなくはるか後世の史料であるが、『八戸市史』によれば、「太平記」中の記事と合わせて考えると、この史料が記載された内容は事実と考えてよいとされる。この史料から次のようなことがわかる。

① 「建武二年十一月廿二日顯家卿奉綸旨、発国府上洛時」とあることから、北畠顕家出陣の日は建武二年十一月二十二日である。

② 「発国府上洛時、信政進先陣」とあることから、顕家の先陣の中に南部政長の嫡子南部信政が見える。

次は、124番延元元年八月六日北畠顕家袖判御教書（南部光徹氏所蔵文書）を掲げる。

（花押）

尊氏・直義等、去五月雖乱入京都、官軍依致防戦、尊氏以下数十人、七月十五日自害、爰當國一・二・三迫凶徒等襲来之旨、有其聞之間、所被差遣軍勢也、定早々可令静謐、糠部軍勢無左右不可参符、且可静謐郡内之由、鎮守大將軍仰所候也、仍執達如件、

延元々年八月六日

軍監有実奉

南部六郎殿

これは、北畠顕家が南部政長に武家方の状況を伝え、糠部郡内の治安の維持

を命じたものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 京都の情報については、足利尊氏・直義が「去五月雖乱入京都、官軍依致防戦、尊氏以下数十人、七月十五日自害」と述べられているが、これはもちろん事実ではない。京都の情報について、顕家がいた陸奥国府でも混乱していることがわかる。

② 陸奥国の状況については、「當國一・二・三迫凶徒等襲来之旨、有其聞之間、所被差遣軍勢也、定早々可令静謐」とあつて、陸奥国の一・二・三迫で足利方の蜂起があつたことを伝えたことがわかる。

③ ②に関しては、顕家は政長に「糠部軍勢無左右不可参符、且可静謐郡内之由」と、糠部の軍勢は郡内の治安維持を命じている。政長に郡内の治安維持を命じていることから、政長が師行に代わつて糠部郡奉行としての職務を果たしていたことがわかる。

③についてさらに検討すれば、このとき師行はどこにいたのか。この問題を解く手がかりは、次の126番陸奥国宣にある。

(花押)

京都事雖有巷説、府中無殊子細、南部又次郎下向之程、可被警固奉行郡内由、  
國宣候也、仍執達如件

延元々年十一月十五日

鎮守軍監有実奉

南部六郎殿

これは北畠顕家が、政長に対し、師行が下向までのあいだは糠部郡内を警備するよう命じたものである。「南部又次郎下向之程、可被警固奉行郡内由」とあることから、北畠顕家は師行不在の期間、政長に糠部郡内の治安の維持を命じたことがわかる。同時に、師行は国府に滞在し、顕家に近侍していたことも想像される。

なお、この時期の師行の動向については129番延元二年二月二十日安倍祐季書状の史料も重要である。

御上洛之後、久不承候之間、無御心本相存候之處、先日安東入道便宜にこそ御下之由承候へ、無為に御下向候へハ、一身之悦と存候、尤入御見參候、諸事可承候處、兼令申 候治部二宮左衛門太郎等ニあた仇され候て、一兩年合戦に候、于今無隙候之間、乍思無其儀候条、背本望候、世間静謐候者懸御目候て、此間事等承、又可令申候、

一、雖乏少候、筋黒一尻・同保呂一鳥令進候、尚々少事之至不少其憚候、恐々謹言、

二月廿日延元二年

安藤祐季（花押）

謹上 南部殿 師行

これは安藤祐季が、南部殿（師行）に書状を出したもので、一兩年の合戦のことなどを述べた。ここにみえる「御上洛」は師行の上洛と考えるのが自然である。この時期に師行が上洛する機会は大頭家の第1回遠征の時以外には考えられない。師行がこれに従軍したことは確実であることが言える。

以上4点の史料を通じて、北畠顕家第1回遠征について、次のことが確認される。

① 建武二年十一月二十二日北畠顕家は後醍醐天皇の綸旨を奉じ、奥州の大軍を率いて上洛した。129番によると、この時南部師行・南部政長の嫡子信政も参戦した。

② 建武三年三月ごろ北畠奥州軍、帰還を開始し、五月末には多賀城に戻っている。しかし南部師行は、直ちに糠部に戻ったわけではない。126番によると、師行は国府に滞在し、顕家に近侍して国府の警固などを担当していた。

③ 師行が不在の期間は、北畠顕家は政長に郡内の治安維持を命じていた。即ち政長が師行に代わって糠部郡奉行としての職務を果たしていた。

第2回遠征に関する史料は131番 132番 134番 136番 13

7番である。まず131番建武四年(延元二年)八月十九日『太平記』巻第十

九「顕家卿再び大軍を起して攻め上る事」の内容を掲げる。

同じき三年、また官軍闘ひ破れて、主上山門より還幸なり、火山院の故宮に幽閉させられ玉ひ、義貞は金崎にて自害したりと聞えし後は、顕家卿に付き従ふ者も落ち失せて、勢ひ微々になりしかば、わづかに伊達郡霊山の城一守つて、あるもなきが如くにて御座しけるところに、主上芳野へ潜幸なり、義貞は北国に起ちて勢強大なりと聞えしかば、また付き従ふ人多かりけり。顕家卿時を得たりと悦んで、便宜の輩を催されければ、結城上野入道を始めとして、伊達・信夫・南部・下山六千余騎にて馳せ参る。国司すなはちその勢

を併せて、三万余騎白川関へ打ち越え玉ふに、奥州五十四郡大半付き従ひしかば、十万余騎になりにけり。

これは北畠顕家率いる奥州勢、京都奪回のため白河関を越えて第二次西上を開始した。その軍勢の中に南部氏がみえたものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 「国司すなはちその勢を併せて、三万余騎白川関へ打ち越え玉ふに、奥州五十四郡大半付き従ひしかば、十万余騎になりにけり」とあることから、南部 結城 伊達氏らで、白河の関を越える頃には三万騎となり、やがて十万余騎に膨れ上がったという。

② 「伊達・信夫・南部・下山六千余騎にて馳せ参る」とあることから、南部氏この時もまた顕家に従った。

②についてさらに検討すれば、このとき南部師行は従軍したか。この問題を解く手がかりは、次の132番源氏南部戸家系にある。

同二年八月顯家卿將赴于京師討尊氏、故先以回文相催人数、乃始結城上野入道道忠、伊達信夫、南部不山等、其勢六千余騎、既発国府、此到白河関、奥軍悉従焉、其軍及四万騎、猶行而進于下野国利根川時、源義詮以群兵障焉、奥軍涉川与上杉民部大夫憲顯、細川阿波守和氏、及高大和守等合戦、而乘勝、時師行勤而致忠戦、同十二月廿八日顯家卿直進馬於鎌倉、以撃義詮而得大利、師行等亦勤之有功矣、顯家卿暫此休憩、而歳已暮矣、

(以下略)

これは、北畠顕家率いる奥州勢、京都へ行く途中合戦したものである。「時師行動而致忠戦」とあることから、この時、根城南部師行も顕家に従ったことがわかる。

次は第二次遠征の具体的な様子を見るために、134番建武五年(延元三年)正月二十八日『太平記』巻第十九の内容を掲げる。

奥州すでに先陣は垂井(岐阜県垂井町)赤坂(大垣市)辺に着きたりけるが、跡より追ふて上る後攻の勢近付きぬと聞えければ、「まづその敵を退治せよ」とて、三里引き返して、美濃・尾張の両国の堺に、陣を取らずといふ所なし。かかりしかば、後攻の勢は八万余騎を五手に分けて、前後を鬪に取りたりけるが、一番は小笠原信濃守貞宗・芳賀兵衛入道禪可二千余騎にて、自貴(食)の渡(岐阜県岐南町)へ馳せ向へば、奥州の伊達・信夫の兵三千余騎、川を渡つて散々にぞ鬪ひける。芳賀・小笠原一戦に打ち負けて、残り少な引き退く。二番に高大和守重茂三千余騎にて墨俣川を渡るところに、相模次郎時行二千余騎にて渡しも立てず鬪ひたり。高大和守打ち負けて、東西にあらけ靡き、山を便りに引き退く。三番に今川五郎入道心省(範圍)三浦介高継・足重(岐阜県羽島市)に打ち出でて、横合ひに蒐かるところを、南部・下山・結城三千余騎にて懸け合はせ、火出づる程にぞ鬪ひたる。三浦介・今川、これも軍に利を失ひて、東をさして引き退く。



これは北畠顕家率いる奥州勢のうち、南部・下山・結城の軍勢が今川・三浦の軍勢を破ったことを述べたものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 「奥州すでに先陣は垂井（岐阜県垂井町）赤坂（大垣市）辺に着きたりける」とあることから、正月二十八日には顕家軍はさらに進軍して、先陣は美濃国垂井（岐阜県垂井町）に至った。

② 「南部・下山・結城三千余騎にて懸け合はせ、火出づる程にぞ闘ひたる。三浦介・今川、これも軍に利を失ひて、東をさして引き退く」とあることから、美濃国阿字賀（岐阜県羽島市）の戦いでは、南部・下山・結城氏三千騎が足利方の今川・三浦氏を破っている。

次は136番建武五年（延元三年）五月十一日浅利清連注進状（南部光徹氏所蔵文書）を掲げる。

浅利六郎四郎清連注進事

去建武三年正月十三日、清連為令退治國司（北畠顕家）方凶徒等、馳越津輕中之處、曾我太郎貞光、最前馳参御方、於津輕中國代等楯々抽軍忠、次比内郡凶徒新田彦次郎政持等、并鹿角郡國代成田小次郎左衛門尉頼時、同南部又次郎師行代官等小笠原四郎・鳴海三郎二郎以下凶徒等、自令株（誅）伐以来、抽度々忠節之間、恐々令致注進者也、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武五年五月十一日

源（浅利）清連（裏花押）

進上 御奉行所

これは浅利清連、建武三年正月以降の合戦を注進した。このなかに南部師行代官小笠原四郎らを討ち取ったことを記すものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 「并鹿角郡國代成田小次郎左衛門尉頼時、同南部又次郎師行」とあることから、南部師行は成田頼時とともに鹿角郡国代(国司北畠顕家の代官)だったとされている。

② 「南部又次郎師行代官等小笠原四郎・鳴海三郎二郎以下凶徒等、自令株(誅)伐以来、抽度々忠節之間、恐々令致注進者也」とあることから、実際に戦ったのは師行ではなく、その代官小笠原四郎・鳴海三郎二郎だった。

③ 「次比内郡凶徒新田彦次郎政持等、并鹿角郡國代成田小次郎左衛門尉頼時、同南部又次郎師行代官等小笠原四郎・鳴海三郎二郎以下凶徒等、自令株(誅)伐以来、抽度々忠節之間」とあることから、師行・政長が足利方の浅利氏の拠点比内郡にも影響力を及ぼしていた。

次は137番建武五年(延元三年)五月二十二日元弘日記裏書(大日本史料六編四)を掲げる。

五月廿二日、和泉国堺浦合戦、官軍敗北、頭家卿死節

〔参考〕南部師行もまた戦死するという。

「源氏南部八戸家系」師行

顯家卿自其欲赴芳野、先屯奈良、然後進陣于和泉堺、乃分諸勢、謀敵於四方、卿弟春日少將顯信在八幡山、高師直、桃井直常等、雖屢攻之、不利而退、顯家卿以為乘此銳鋒、進攻山崎擊師直、故欲先到天王寺而整軍列、乃已到泉州安部野、師直亦欲討顯家於堺地、而爽昧登山崎、既而双軍遇然逢安部野、師直之兵一万八千、顯家卿纔相從於近習三千騎、奥兵奮激以戰、臨危授命、雖然多寡強柔、奈何可膺乎、顯家卿遂討卒、若師行競々虎臣、亦皆戰死、惜哉、時同年五月二十二日、法諱旗峯玄紅、

これは北畠顕家、和泉堺浦で足利軍に敗れ、戦死した。南部師行もまた戦死したことを述べた史料である。この史料から次のようなことがわかる。

① 「和泉国堺浦合戦、官軍敗北、顕家卿死節」、「若師行競々虎臣、亦皆戦死」とあることから、北畠顕家も南部師行も和泉堺浦で足利軍に敗れ、戦死した。

② ①からさらにいえば、師行の職務は行軍の支援だけではなく、従軍する義務もあることが言える。

以上5点の史料を通じて、北畠顕家第2回遠征について、次のことが確認される。

- ① 建武四年（延元二年）八月十九日北畠顕家率いる奥州勢、白河関を越えて西上した。その軍勢の中に南部師行がみえた。
- ② 建武五年（延元三年）正月二十八日には顕家軍はさらに進軍し、先陣は美濃国垂井（岐阜県垂井町）に至った。そこでの戦いでは、南部・下山・結城

氏三千騎が足利方の今川 三浦氏を破った。しかしその勝利もここまでだった。

③ 建武五年(延元三年)五月二十一日、北畠顕家、和泉堺浦で足利軍に敗れ、戦死した。南部師行もまた戦死したという。北畠顕家の遠征はここまで一段落着いた。

## 第二項 南部政長と北畠顕信

ここでは、暦応二年(延元四年)三月から観応元年(正平五年)までの時期を扱う。これまでの研究によれば、この時期に起こった事柄を列記すると次のようになる。

(イ) 暦応二年(延元四年)三月、南部政長ら北奥の南朝方が津軽に戦った。足利直義は政長に対して北朝への帰順を促す勧告状を送った。暦応三年(興国元年)六月以前に、北畠顕信は陸奥に入った。暦応四年(興国二年)閏四月南部政長ら北奥の南朝方は北畠顕信に呼応して国府攻撃のため南下した。六月曾我氏ら津軽の北朝方は糠部を攻撃し、政長らはこれに応戦した。康永元年(興国三年)九月から十月にかけて北畠顕信は石塔義房と栗原郡に戦って敗北した。ここまで、北畠顕信の国府奪回作戦が失敗した。(22)

(ロ) 康永二年(興国四年)八月南朝方の結城親朝は足利氏に帰降した。のちに伊達 葛西氏らも帰降した。貞和一年(興国六年)二月から三月にかけて北畠顕信は南部政長に所領を与え、信政と中館信助の官途を推挙した。七月、畠山国氏と吉良貞家は奥州管領に補任された。貞和二年(正平元年)十二月南部政長は

奥州管領を通じて足利氏に帰降した。(22)

(ハ)貞和三年(正平二年)七月、奥州管領は南朝方最後の拠点の伊達郡靈山を落とした。貞和五年(正平四年)三月から翌年六月まで糠部、雫石で南朝方の蜂起があつた。観応元年(正平五年)八月、南部政長は八戸を子息信光に七戸を後家に譲与し、死去したとされている。(22)

以下に、北畠顕家と南部師行の死後、後継者の北畠顕信と南部政長の活動について、(イ)国府奪回作戦、(ロ)南部政長の帰降、(ハ)南部政長の死去の三つの時期にわたって、史料に即して検討してゆく。

#### (イ)国府奪回作戦

これに関する史料は編年史料編140番 142番 144番 146番 148番 149番である。ここでは、まず140番延元四年(暦応二年)五月四日北畠親房御教書(相楽結城文書)を掲げる。

#### (花押) 北畠親房

田村庄司(宗季)一族穴沢左衛門五郎成季任官事、先可被任下官条、凡国中諸軍勢任官恩賞等事、面々競申候、功之浅深、闕所之有無、於遼遠者難被知食、若参差事候者、可為諸人之怨之間、可待申御下向之由、此間面々被仰候也、得其意可被仰聞所望輩候、又取別可有沙汰事候者、委注子細可被執申候也、其城中朝胤(結城)等事ハ、不可被准他之間、武衛事も、即申御沙汰候也、庄司一族等事、宗季可為庄司之由、先日経沙汰被仰候了、惣領事

ハ未被仰出候也、一族中ニも別構城(土へんに郭)致忠輩候歟、所詮彼方事、注申忠之実否、面々自稱、非無御不審候、委可被注申候、

南部遠江権守(政長カ)使者事被聞食候了、凡奥往反輩事、云忠之実否、云往反之煩、誠被察思食候、能々可被糺明候、自是非下遣御使事、向後各可被持過所候、可為宗心判形候也、使節等毎度申旅粮等之条、無謂候歟、随事躰可有計沙汰候哉之由仰候也、恐々謹言、

五月四日(延元四年)

沙弥宗心

結城大藏大輔(親朝)殿

これは北畠親房が結城親朝に奥州の情勢を告げた。その中で、南部政長の使者について述べたものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 「可待申御下向之由、此間面々被仰候也、得其意可被仰聞所望輩候」とあることから、親房が白河の結城親朝に充てその来援を求めたことが分かる。

② 「南部遠江権守(政長カ)使者事被聞食候了」とあることから、南部政長は北畠親房のところに使節を派遣した。

次は1442番暦応二年(延元四年)五月二十日曾我貞光軍忠状(南部光徹氏所蔵文書)を掲げる。

目安

曾我太郎貞光大光寺(平川市)合戦忠節次第事

一、去三月、為大將軍先代越後五郎殿、南部六郎(政長)普(親)類并成田

小次郎左衛門尉(頼時) 同六郎・工藤中努(務) 右衛門尉(貞行力) 跡若黨等・安保小五郎・倉光孫三郎・瀧瀬彦次郎入道以下御敵等、令乱入國中、大光寺外楯打落之處、馳向貞光最前、令致散々合戦之間、一族曾我孫次郎師助代官等馳来、令致合力候處、經三ヶ月令退散了、此間分取・打死・手負(負)不可勝計、仍賜御判形、為備後證、粗々目安言上如件、

曆應二年五月廿日(証判)

「承候了(花押) (安藤師季)」

これは足利方の武将である曾我貞光がこの年三月の津軽平賀郡大光寺合戦における戦功を注進した。この中で南部政長親類らが大光寺外館を落城させたことを記したものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 「為大將軍先代越後五郎殿」とあることから、この越後五郎という人物は越後に残っていた、北条一族に連なる人物である。新政後に降伏した後、南部領に赴いて津軽に攻め込んだという事が推測できる。

② 「南部六郎(政長) 普(親) 類并成田小次郎左衛門尉：大光寺外楯打落之處」とあることから、南部政長親類ら北奥の南朝方が津軽に戦ったことが分かる。

次は144番興国元年(暦応三年)十二月二十日北畠顕信御教書(南部光徹氏所蔵文書)を掲げる。

(花押) (北畠顕信)

去十一月七日御状、同十二月十八日到来、委細令披露候了、

一、津輕安藤一族等、参御方候之条、目出候、併御方依被誘仰候、如此候、殊神妙候、

一、鹿角合戦ニ将監(南部信政力)被致忠節候、殊目出候之由、被感仰候、  
一、今度又對治岩手西根、被構要害候之条、目出候、此上者、明春念和賀・滴石成一手、可被對治斯波候、左様候者、可馳向和賀・葺貫邊之由、可被仰葛西一族等候、此途入眼候者、當國静謐不可有子細候歟、河村六郎可参御方由令申候なれば、相構能様可被誘仰候、所望地等事、随注進可被経御沙汰候也、

一、著(着)到入見参候了、面々被成下御感御教書候、彼輩抽賞事、自其就注進、可有其沙汰候、長継致忠節候、神妙候、被感仰候也、

一、官途所望輩、無子細候、定成其勇候歟、長貞・長継官途事、助ハ是にて無御沙汰候、可有常州候、定無相違候歟、尚々云日来忠節、云今對治、併御高名候之間、感悦不少之由被仰候也、抽賞事、追可有其沙汰候、

一、倉満(光)三郎左衛門尉忠節事聞食了、所望地事、先立被宛行岩立太郎跡候之處、不足之由歎申候、只今楚忽難被仰候、追可被仰候、此様可被問答候也、恐々謹言、

十二月廿日(興国元年)

清頭(五辻)

南部遠江守(政長)殿

これは北畠顕信、陸奥北部の状況などについて南部政長よりの報告にこたえるものである。この史料から次のようなことがわかる。



① 「去十一月七日御状、同十二月十八日到来、委細令披露候了」とあることから、南部政長が、十一月七日に北畠顕信に書状を送った。その書状は国府に届いた時期は十二月十八日である。本文書はその報告に対する返書であり、政長への指示を書き連ねたものである。

② 「津軽安藤一族等、参御方候之条、目出候、併御方依被誘仰候、如此候、殊神妙候」とあることから、政長は既に津軽安藤氏の一族を南朝に誘い、顕信はこのことを賞賛した。

③ 「鹿角合戦二将監（南部信政力）被致忠節候、殊目出候之由、被感仰候」とあることから、鹿角での政長の嫡子信政が奮戦することを賞賛した。

④ 「一、今度又對治岩手西根（中略）随注進可被経御沙汰候也」とあることから、政長自身は南下して岩手郡北半を制圧して西根に要害を構えていた。このように北奥の軍勢が南下する準備が進んでいたのを受け、顕信は政長に、明春には和賀、雫石の軍勢と合流して志和郡を制圧することを命じ、その時には葛西氏が和賀、稗貫郡まで北上する手はずであると告げている。（八戸市史通史編P310）<sup>(23)</sup>

次は146番暦応四年（興国二年）四月廿日五辻清顕奉書（白河集古苑所蔵白河結城文書）を掲げる。

其後依無殊子細、久不被仰候、南部以下奥方官軍已令對治斯波・岩手兩郡責上候之間、河村一族等其外諸参御方候、稗貫出羽権守一族等、宗者共数輩討取了、於御方者、無殊子細候、付其、葛西以下和賀・滴石輩等成一手、欲對

治府中候、仍当所御勢等、悉今□間可被出候、其方事相構、急速□(可)□被立候、同時合力尤可為要樞候、且□□、於其堺、被始合戦之由、風聞候、実事候哉、返々目出候、尤被感仰之由候也、恐々謹言、

後四月廿日(興国二年)

清頭(五辻)(花押)

修理権大夫(結城親朝)殿

これは南部以下の南朝軍が、斯波・岩手両郡に攻め上り葎貫氏一族との合戦に勝利する。さらに、葛西勢とともに陸奥国府を攻める勢いを示したものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 「南部以下奥方官軍(中略)急速□(可)□被立候、同時合力尤可為要樞候」とあることから、閏四月と五月に顕信は親朝に政長らの活躍を知らせる書状を送り出陣を促した。

② 「南部以下奥方官軍(中略)欲對治府中候、仍当所御勢等」とあることから、政長ら、葎貫氏一族との合戦に勝利する途中、岩手・斯波郡に勢力を有した河村氏一族も合流し、国府を北から攻撃する態勢はそれなりに整いつつあった。

次は148番曆応四年(興国二年)九月八日北畠顕信御教書(南部光徹氏所蔵文書)を掲げる。

(花押)(北畠顕信)

其堺事、其後何様沙汰候哉、諸方為合戦之最中之由令申之間、當國事、方々

被誘仰之子細候、近日則可被始合戦候、其方事、先々如被仰遣、忿令對治近郡者、可為當方合力候、委細之旨、以森四郎左衛門尉被仰遣之由候也、仍執達如件、

九月八日（興国二年）

左近将監（五辻）清頭奉

南部遠江守殿

これは、北畠顕信、南部政長に陸奥国北部での合戦を命じたものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 「其堺事、其後何様沙汰候哉」とあることから、顕信は政長に糠部の状況を問い合わせた。

② 「忿令對治近郡者、可為當方合力候、委細之旨」とあることから、顕信は政長に早く近郡の足利方を鎮圧することが顕信軍の戦いに協力することで、あると述べている。

最後は149番興国三年（康永元年）三月二十四日北畠顕信御教書（白河集古苑所蔵白河結城文書）を掲げる。

（花押）（北畠顕信）

都算下向之時、委被申候間、諸事被散御不審候了、白河も坂東邊事無相違条、目出候、抑此邊事、随分雖被廻籌策候、于今遅々、無念之處、近日一遍可然子細出来候事、已可為近日候敷、委旨難被載状候間、専使二被仰含候也、南部、河村同心候て可令上洛候云々、就是非、不可過四月中之由申候也、兼又五辻源

少納言（顕尚）構要害、於伊具邊對治凶徒候者、可為此邊發向之潤色、可為此事候間、被相越伊達邊候、就其中村・黒木等許へ可令勦力之由、可令下知様、且又兵糧事可見訪之由、同可有御下知候者、尤目出候、

一、府中對治事、自其邊合力、尤可為大切之由、葛西申旨候、委被仰含專使候也、委可令尋聞給候、兼又那須彼山邊事、能々可被相誘候、葛西姪遠江守有別心之由、風聞之間、為惣領計、此間令討伐候了、一族等も悦喜之間、為發向も弥心安被思食候所候也、恐々謹言、

三月廿四日（興国三年）

清頭（五辻）奉

修理権大夫（結城親朝）殿

これは、北畠顕信、結城親朝に対し、南部氏が河村氏と同心して上洛する予定であることを告げたものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 「南部 河村同心候て可令上洛候云々」とあることから、顕信は結城に南部氏が河村氏と同心して上洛する予定であることを告げた。

② 「府中對治事、自其邊合力、尤可為大切之由、葛西申旨候」とあることから、この前、葛西氏は国府の攻略には白河結城親朝の協力が必要なことを北畠顕信に説いた。

③ 「葛西姪遠江守有別心之由、風聞之間、為惣領計、此間令討伐候了、一族等も悦喜之間、為發向も弥心安被思食候所候也」とあることから、葛西氏の姪にあたる「遠江守」が南朝に謀反して「惣領」に討たれたことを述べ、白河結城親朝が白河から軍勢を発向するのを「弥心安被思食候所候」であると述べているものである。

以上6点の史料を通して、顕信の国府奪回作戦について、次のことが確認される。

① 興国元年（暦応三年）十二月二十日顕信は、陸奥国府の奪回作戦を南部政長に指示を与えた。144番によると、政長はすでに津軽安藤氏の一部を南朝に誘い、また鹿角でも嫡子信政が奮戦しており、政長自身は南下して岩手郡北半を制圧して西根に要害を構えていた。

② 前述のように北奥の軍勢が南下する準備が進んでいたのを受けて、144番によると、顕信は政長に、明春には和賀・雫石の軍勢と合流して志和郡を制圧することを命じ、その時には葛西氏が和賀・稗貫郡まで北上する手はずであると告げている。

③ 148番によると、暦応四年（興国二年）九月八日付の御教書で、顕信は政長に糠部の状況を問い合わせるとともに早く近郡の足利方を鎮圧することを命じた。このことから、南部氏は国府奪回作戦に参加できなかったことが分かる。

④ 結局、顕信は葛西氏らを主力軍として、九月から三迫を中心とする地域で石塔義房率いる足利方と激戦をくり広げることになった。顕信・義房自身は先陣に立つほどの戦いで、顕信が優勢のこともあったが、最後は諸方からの援軍を得た義房が翌康永元年（興国三年）十月末に南朝方の津久裳橋城を落として勝利した。（八戸市史通史編P312）（24）

(ロ) 南部政長の帰降

南部政長の帰降に関する史料は二つの類別に分けられる。一つは北朝の足利氏から南部政長への勸降状である。もう一つは、南朝の後村上天皇と北畠顕信から南部政長への合戦の恩賞である。以下に、このような分類で史料に即して検討してゆく。

1. 北朝から南部政長への降伏勧告

これに関する史料は編年史料編139番・143番・145番・163番・164番・165番である。まず139番暦応二年(延元四年)三月十七日足利直義御判御教書(南部光徹氏所蔵文書)を掲げる。

参御方者、本領事任被定置之旨、可有其沙汰之上、致軍忠者、可抽賞之状如件

暦應二年三月十七日

(花押) (足利直義)

南部六郎(政長)殿

これは足利直義、南部政長に軍勢を催促したものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 「参御方者」、「致軍忠者」とあることから、足利直義は政長に対して北朝への帰順を促す勧告状を送った。政長が味方になることを期待しているのである。

② 「南部六郎(政長)殿」の宛先から、足利方は南部政長の官職を承認しなかった。

③ 暦応二年（延元四年）五月二十日の曾我貞光軍忠状の中で、津軽平賀郡の大光寺合戦において南部政長親類らが、大光寺外館を落城させたことがあるから、政長はこの暦應二年三月十七日の催促状を無視して南朝支持の立場を一貫したことが分かる。

次は143番暦応三年（興国元年）六月二十五日足利直義御判御教書（南部光徹氏所蔵文書）を掲げる。

参御方、可令抽軍忠之状如件、

暦應三年六月廿五日

（花押） （足利直義）

南部六郎（政長）殿

これは、足利直義、南部政長に軍勢を催促したものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 直義は政長に対して北朝への帰順を促す勧告状が送り続けた。政長が味方になることを期待しているのである。

② 144番の興国元年（暦応三年）十二月二十日北畠顕信御教書によれば、政長はこの時既に津軽安藤氏の一族を南朝に誘った。政長の嫡子信政が鹿角で奮戦した。このことから、政長はこの暦應三年六月廿五日の催促状を無視して南朝支持の立場を一貫したことが分かる。

次は145番暦応四年（興国二年）二月七日足利直義御判御教書（盛岡南部

文書)を掲げる。

参御方致軍忠者、可抽賞之状如件、

曆應四年二月七日

(花押) (足利直義)

南部六郎(政長)殿

これは足利直義、南部政長に軍勢を催促したものである。この史料から次のようなことがわかる。

- ① 直義はまだ政長が味方になることを期待しているのである。
- ② 146番の曆応四年(興国二年)四月廿日五辻清頭奉書によれば、閏四月と五月に顕信は結城親朝に政長らの活躍を知らせることがわかる。このことから、政長はこの曆應四年二月七日の催促状を無視して南朝支持の立場を一貫したことが分かる。

次は政長の降伏の過程を検討する。まず163番貞和二年(正平元年)四月十一日足利直義御判御教書(盛岡南部文書)を掲げる。

参御方致軍忠者、本領不可有相違脱之状如件、

貞和二年四月十一日

(花押) (足利直義)

南部遠江権守(政長)殿

これは足利直義、南部政長に軍勢を催促したものである。この史料から次の



ようなことがわかる。

- ① 直義はまだ政長が味方になることを期待しているのである。
- ② 「南部遠江権守（政長）殿」の宛先から、この時、足利方は南部政長への態度は変わって、彼の官職を承認したことがわかる。

次は164番貞和二年（正平元年）十二月九日足利直義御判御教書（南部光徹氏所蔵文書）を掲げる。

參御方、令對治奥州凶徒者、所領事、任申請之旨、可有沙汰之状如件、

貞和二年十二月九日

（花押）（足利直義）

南部遠江守（政長）殿

これは足利直義、南部政長に軍勢を催促したものである。この史料から次のようなことがわかる。

- ① 直義はまだ政長が味方になることを期待しているのである。
- ② 165番の貞和二年（正平元年）十二月二十一日足利尊氏御判御教書によれば、南部政長はこの貞和二年十二月九日の降伏勧告を受け入れ、降伏時間は貞和二年十二月九日から二十一日までと推定できる。

最後は165番貞和二年（正平元年）十二月二十一日足利尊氏御判御教書案（東京大学史料編纂所影写本齋藤文書）を掲げる。

南部遠江守（政長）降参事、就注進状所成御教書也、此上之儀、旨有計沙汰之状如件、

貞和二年十二月廿一日

御判（足利尊氏）

右京大夫（吉良貞家）殿

右馬権頭（畠山国氏）殿

これは足利尊氏、奥州管領吉良貞家・畠山国氏に、南部政長が降参したため御教書を出したことを伝えたものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 「南部遠江守（政長）降参事」とあることから、この時南部政長はついに足利直義の降伏勧告を受け入れた。

② 「此上之儀、旨有計沙汰之状如件」とあることから、南部政長降参の手續きは奥州管領吉良貞家・畠山国氏に委ねた。

## 2. 南朝から南部政長への合戦の恩賞

これに関する史料は編年史料編150番 156番 157番 158番である。まず150番「源氏南部八戸家系」（南部光徹氏所蔵文書）中の記事を掲げる。

政長

（中略）

（政長）

同興国三年後村上天皇叡感政長之忠戦度々拔群、乃賜太刀一腰、甲冑一領以  
為家宝、伝子孫、

(以下略)

これは南部政長、後村上天皇より太刀 甲冑を与えられるというものである。  
このなかの「後村上天皇叡感政長之忠戦度々拔群」とあることから、政長は軍  
功で天皇からの恩賞を得たことがわかる。ただし、これがいつのことであるか、  
明確ではない。

次は156番興国六年(貞和元年)二月十八日北畠顕信袖判下文(南部光徹  
氏所蔵文書)を掲げる。

(花押) (北畠顕信)

可令早南部遠江守源朝臣政長領知、陸奥國(廿)加美郡(高氏(足利)跡)事  
右、為勲功賞、所被宛行也、早守先例、可致其沙汰之状、所仰如件、

興国六年二月十八日

これは北畠顕信は南部政長に陸奥国加美郡を与えたものである。この史料か  
ら次のようなことがわかる。

① 「為勲功賞、所被宛行也」とあることから、政長は軍功で北畠顕信からの  
恩賞を得る。

② 陸奥国加美郡は鎌倉期以来の足利氏所領だから、これは絵に描いた餅のよ

うな恩賞だが、それでも恩賞であることには変わらない。(八戸市史通史編 P312)(25)

次は157番興国六年(貞和元年)三月二十六日北畠顕信御教書(盛岡南部家文書)を掲げる。

(花押) (北畠顕信)

度々合戦被致忠節之次第、被聞食及候了、感悦不少、向後弥可被抽無二之忠、且追可有其賞之由 將軍(北畠顕信)仰也、仍執達如件、

興国六年三月廿六日

民部権少輔(五辻)清顕奉

南部左近將監(信政)殿

これは北畠顕信、南部信政の戦功を賞するものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 「且追可有其賞之由」とあることから、このあとも南部信政への賞をあたえる。

② この恩賞と前回の南部政長に陸奥国加美郡を与えたことをあわせて考えると、これは顕信が根城南部氏に再度の挙兵を促したものと推測できる。

次は158番興国六年(貞和元年)三月二十七日北畠顕信挙状(南部光徹氏所蔵文書)を掲げる。

(花押) (北畠顕信)

可被挙申 達智門女院(熈子内親王)也、

(花押) (北畠顕信)

申 右近蔵人

源信政

興國六年三月廿七日

これは北畠顕信は南部信政に右近蔵人任官の推挙状を出したものである。この史料から、北畠顕信は南部信政を右近蔵人任官の官職に与えたことがわかる。

以上14点の史料を通して、南部長長の帰降について、次のことが確認される。

① 139番 143番 145番 163番 164番によれば、暦応二年

(延 元四年)三月十七日から貞和二年(正平元年)十二月九日まで、北朝の足利 方から南部長長への降伏の誘いがあった。

② 146番によれば、この時、南部長長実際には南朝方として活動していた。

暦応四年(興国二年)の春、この前年に北畠顕信の命を受けて南進を開始し、岩手郡の栗屋河(厨川)で北朝方の稗貫勢を破って和賀郡に進み、顕信と呼応して多賀国府の挟撃を図ったが、北朝方の奥州総大将・石塔義房の策謀で曾我勢に居城の根城を衝かれたことから軍勢を返したため、顕信の多賀国府奪還は成らなかった。

③ 北朝からの降伏勧告を受け入れる時間は貞和二年十二月九日から二十

一日までと推定できる。

④ 150番 156番 157番 158番によれば、南朝の後村上天皇と北畠顯信から南部長への合戦の恩賞があった。これは、両方とも南部長の支持がほしがることと考えられる。

(八)南部長の死去

これに関する史料は172番 173番 175番である。まず172番正平五年(觀心元年)六月十八日北畠顯信書状(南部光徹氏所蔵文書)を掲げる。

其後無指事之間、不申遣候、兼又上田城(岩手県盛岡市)事、成和与之儀候之間、遣此邊之軍勢、御方をも無相違ひかせて候、就其者、以此仁申遣子細候、被思案候て、可承左右候也、状如件、

六月十八日(正平五年)

(花押) (北畠顯信)

南部前遠江守殿(政長)

これは北畠顯信、上田城をめぐる和議のことについて南部長へ使者を遣わしたものである。この史料から南部長は足利方に降伏した後も北畠顯信と連絡を取りあったことが分かる。この時、彼の立場は安定しなかったことと推測できる。

次は173番正平五年(觀心元年)八月十五日南部長讓状(南部光徹氏所

蔵文書)を掲げる。

「三郎讓状」

讓渡

陸奥國糠部郡内

八戸

右、彼ところ(所)ハ、くんこうのしやう(勲功賞)たるあひた(間)、政長知行せしむるを、信光に讓あたふる物なり、彼讓状をまほ(守)りて、はいりやう(拝領)すへし、

正平五年〔戊ノ刀〕八月十五日

前遠江守源(南部)政長(花押)

「こけ(後家)御せん(前)の御讓状」

讓渡

陸奥國糠部郡内

七戸

右、かのところ(彼所)ハ、くんこうのしやう(勲功賞)たるによりて、政長知行せしむるあひた(間)、後家に讓所也、但政光せいしん(成人)せは、半分ハた(給)ふへし、いま半分をハ、一期のゝち(後)二人のことも(子供)のなかに、心さしあらんにたふへし、

正平五年〔戊ノ刀〕八月十五日

前遠江守源(南部)政長(花押)

これは南部政長、八戸を子息信光に譲与した。また七戸を後家に譲与したものである。この史料から次のようなことがわかる。

① 「くんこうのしやう（勲功賞）たるあひた（間）」、「くんこうのしやう（勲功賞）たるによりて」とあることから、八戸も七戸も勲功賞で譲与した。

② 「後家に譲所也、但政光せいしん（成人）せは、半分ハた（給）ふへし」とあることから、南部政光は成人の後、七戸の半分を与えられる約束がある。

最後は175番「源氏南部八戸家系」（遠野南部家文書）政長中の記事を掲げる。

政長

（中略）

（政長）

南朝正平五年八月十七日卒、法諱舜叟敵堯、

これは八月十七日、南部政長死去するというものである。

以上3点の史料を通して、南部政長の帰降から死去までのことが確認される。

① 政長は足利方に降伏した後も北畠顕信と連絡を取りあった。この時、彼の立場は安定しなかったこととみられる。政長の降伏の真偽については疑わしい。

② 正平五年（観応元年）八月没する間際、八戸を孫の信光に、七戸郷を先だ



って死去した嫡男信政の後家に割譲している。ただし、南部政光は成人の後、七戸の半分を与えられる約束がある。

以上、南部氏文書の中、北畠顕家の遠征と師行、政長に関する史料を全部検討した。これらの史料から、次のようなことがわかる。

- ① 建武二年十一月二十二日北畠顕家は後醍醐天皇の綸旨を奉じ、奥州の大軍を率いて上洛した。この時南部師行、南部政長の嫡子信政も参戦した。建武三年三月ごろ北畠奥州軍、帰還を開始し、五月末には多賀城に戻っている。これが北畠顕家の第1回遠征である。しかし南部師行は、直ちに糠部に戻ったわけではない。この時国府に滞在し、顕家に近侍して国府の警固などを担当していた。師行が不在の期間は、北畠顕家は政長に郡内の治安維持を命じていた。即ち政長が師行に代わって糠部郡奉行としての職務を果たしていた。
- ② 建武四年（延元二年）八月十九日北畠顕家率いる奥州勢、白河関を越えて西上した。その軍勢の中に南部師行がみえた。建武五年（延元三年）正月二十八日には顕家軍はさらに進軍し、先陣は美濃国垂井（岐阜県垂井町）に至った。そこでの戦いでは、南部 下山、結城氏三千騎が足利方の今川、三浦氏を破った。しかしその勝利もここまでだった。建武五年（延元三年）五月二十二日、北畠顕家、和泉堺浦で足利軍に敗れ、戦死した。南部師行もまた戦死したという。これが北畠顕家の第2回遠征である。
- ③ 北畠顕家と南部師行の死後、後継者の北畠顕信と南部政長は国府奪回作戦を確立した。興国元年（暦応三年）十二月二十日顕信は、作戦のことを南部政長に指示を与えた。政長はすでに津軽安藤氏の一部を南朝に誘い、また鹿

角でも嫡子信政が奮戦しており、政長自身は南下して岩手郡北半を制圧して西根に要害を構えていた。北奥の軍勢が南下する準備が進んでいたのを受けて、顕信は政長に、明春には和賀・雫石の軍勢と合流して志和郡を制圧することを命じ、その時には葛西氏が和賀・稗貫郡まで北上する手はずであると告げている。暦応四年（興国二年）九月八日付の御教書で、顕信は政長に糠部の状況を問い合わせるとともに早く近郡の足利方を鎮圧することを命じた。このことから、南部氏は国府奪回作戦に参加できなかったであることが分かる。結局、顕信は葛西氏らを主力軍として、九月から三迫を中心とする地域で石塔義房率いる足利方と激戦をくり広げることになった。顕信・義房自身が先陣に立つほどの戦いで、顕信が優勢のこともあったが、最後は諸方からの援軍を得た義房が翌康永元年（興国三年）十月末に南朝方の津久裳橋城を落として勝利した。

④ 暦応二年（延元四年）三月十七日から貞和二年（正平元年）十二月九日まで、北朝の足利方から南部長へへの降伏の誘いがあった。その降伏勧告を受け入れる時間は貞和二年十二月九日から二十一日までと推定できる。

⑤ 政長は足利方に降伏した後も北畠顕信と連絡を取りあった。この時、彼の立場は安定しなかったこととみられる。政長の降伏の真偽については疑わしい。正平五年（観応元年）八月没する間際、八戸を孫の信光に、七戸郷を先だって死去した嫡男信政の後家に割譲している。ただし、南部長は成人の後、七戸の半分を与えられる約束がある。

むすび

以上、鎌倉期の南部氏の始まりから、南北朝期八戸南部氏の文献検討を通じ

て、南部氏一族について考察を行った。

第一章では、糠部南部氏の由来について紹介した。また鎌倉期の南部氏について、個々の史料を検討し、鎌倉時代の南部氏一族が御家人として活動していたことを確認した。また「南部氏文書」の性格について、根城南部氏の家伝文書で、現在には奥州北部の中世の歴史を具体的に示して史料的な価値が高いとされていることを紹介した。

第二章では、第一節として、代表的な先行研究である佐藤進一氏の『南北朝の動乱』、またこの時期の陸奥におけるいわゆる奥州小幕府を紹介する遠藤巖氏の「建武政権下の陸奥国府に関する一考察」、 「南北朝内乱の中で」の内容を、本稿の問題関心にかかわる範囲で紹介した。

第二節では、南部師行の糠部郡奉行としての諸側面について、糠部郡奉行とはいつでも南部師行の管轄地域は糠部にとどまらなかったことが確認される。比内・鹿角・久慈・閉伊の諸郡及び遠野保での任務が命じられていることがわかる。また、この時期の伊達氏は、義良親王を奉じて奥州鎮定のために下向した北畠顕家に属し、式評定衆となった。北条氏残党の乱では、連動して蜂起した北条方の与党を討った。伊達氏一族この時期の拠点は、陸奥国伊達郡(現在の福島県伊達市地域)である。もともと糠部郡の領主とは思われない。したがってこの打渡は、単純な新恩の給付の結果といえる。鎌倉幕府滅亡の時点で、横溝一族が分裂した。北条氏残党に味方をしていたのは、横溝浄円、孫二郎入道と横溝六郎三郎入道である。新政府に協力したのは、横溝孫六重頼と横溝彦三郎祐貞である。鎌倉幕府滅亡の時点で、工藤一族も分裂した。北条氏残党に見方をしていたのは八戸工藤左衛門次郎と工藤右近将監である。新政府に

協力したのは、工藤景資である。糠部郡内の闕所地は、郡外の武士伊達氏一族、郡奉行の中条時長及び郡内の武士横溝氏、工藤氏一族にあげられたことがわかる。このことは国府の糠部郡内勢力の牽制の政策の一つとみられる。

第三節では、北畠顕家の第1回と第2回遠征のことを確認できた。北畠顕家と南部師行の死後、後継者の北畠顕信と南部政長は国府奪回作戦を確立した。結局、顕信が優勢のこともあったが、最後は諸方からの援軍を得た義房が翌康永元年（興国三年）十月末に南朝方の津久裳橋城を落として勝利した。暦応二年（延元四年）三月十七日から貞和二年（正平元年）十二月九日まで、北朝の足利方から南部政長への降伏の誘いがあった。その降伏勧告を受け入れる時間は貞和二年十二月九日から二十一日までと推定できる。政長は足利方に降伏した後も北畠顕信と連絡を取りあった。この時、彼の立場は安定しなかったこととみられる。政長の降伏の真偽については疑わしい。正平五年（観応元年）八月没する間際、八戸を孫の信光に、七戸郷を先だって死去した嫡男信政の後家に割譲している。ただし、南部政長は成人の後、七戸の半分を与えられる約束があることを確認できた。

以上を通じて、糠部南部氏の由来と南北朝時代における糠部郡奉行の南部氏の活動を確認できた。八戸南部氏は陸奥国府の現地奉行として、治安維持、所領打渡、合戦の従軍などの義務があることがわかった。ただし、本稿で述べたことから、『八戸市史通史編』で既に明らかにされていることから史料に即して確認するにとどまったことも否定できないとは言え、左の点には独自の考察を試みたつもりである。

① 81番の「鹿角郡闕所少々、所被宛行地頭等也」とあることから、打渡文

書を発給する際、完全的な指定制ではなく、後で郡奉行に任ず、分ける場合もある。

② 107番の「若又有申異儀之輩者、可被注進交名者」とあることから、南部師行の役割は治安維持であるが、不当行為を働いた人びとに対する処置の決定権は有さず、最終的な決定は国衙が行ったようである。

③ 糠部郡内の所領打渡について、横溝一族の闕所地は、大体その一族内の新政府協力者に打渡した。これは新政府の招降政策の一つと見られる方がいいと思う。

④ 一面、横溝一族の闕所地は、糠部郡外の伊達氏にも与えられた。この点から見ると、国府は新政府に協力した重頼・祐貞に対して、そんなに信用ではない、むしろ、闕所地の打渡を通じ、横溝一族の勢力を削減する意がある。

⑤ 工藤一族の闕所地は、伊達一族にあげられた。また新政府に協力した工藤景資の方は、別の闕所地を得た。これは国府が勢力バランスため、闕所地を再配分の措置の一つと考えられる。

⑥ 貞和二年（正平元年）四月十一日足利直義御判御教書（盛岡南部文書）の中では、「南部遠江権守（政長）殿」の宛先があるから、この時、足利方は南部政長への態度は変わって、彼の官職を承認したことがわかる。

⑦ 政長は足利方に降伏した後も北畠顕信と連絡を取りあった。この時、彼の立場は安定しなかったこととみられる。政長の降伏の真偽については疑わしい。

史料は『八戸市史料編』所載のものに限定され、しかも南部家文書を中心に検討した。ただし、当該期の奥羽北部全体を理解するためには、これでは不

十分であり、様々な合戦記、地方史等の分析が必要である。これらについては、今後の課題としたい。

修士論文 註

(1) 『八戸市史』 通史編 原始・古代・中世 (二〇一五) 287～2

88頁

- (2) 『新訂増補国史大系 尊卑分脈』(吉川弘文館、一九七四)
- (3) 『八戸市史』 通史編 原始・古代・中世 (二〇一五) 320頁
- (4) 『新編八戸市史』中世資料編 編年資料 (二〇一五) 454頁
- (5) 『新訂増補国史大系 吾妻鏡』(吉川弘文館、一九八八)
- (6) 『大日本古文書』(東京大学史料編纂所、二〇一六)
- (7) 『新編八戸市史』中世資料編 編年資料 (二〇一五) 460頁
- (8) 佐藤進一『日本の歴史9 南北朝の動乱』(中央公論新社、一九七四)
- (9) 田中健夫『中世対外関係史』(東京大学出版会、一九七五)
- (10) 佐藤和彦『南北朝内乱史論』(東京大学出版会、一九七九)
- (11) 森茂暁『南北朝期 公武関係史の研究』(文献出版、一九八四)
- (12) 遠藤巖「建武政権下の陸奥国府に関する一考察」(『日本古代・中世史の地方的展開』 一九七三)
- (13) 永原慶二「北畠親房」(『日本人物史大系』2中世 一九五九)
- (14) 『大日本史料』第六編七(東京大学史料編纂所、二〇一六)
- (15) 遠藤巖「奥州管領おぼえ書き」(『歴史』三八 一九六九)
- (16) 遠藤巖「南北朝内乱の中で」(小林清治 大石直正編『中世奥羽の世界』 一九七八)
- (17) 『太平記』(岩波書店、二〇一七)
- (18) 『保暦間記』(和泉書院、一九九九)
- (19) 『八戸市史』 通史編 原始・古代・中世 (二〇一五) 301頁
- (20) 『八戸市史』 通史編 原始・古代・中世 (二〇一五) 296～2

(21)	『八戸市史』	通史編	原始	古代	中世	(二〇一五)	6	1	1頁
(22)	『八戸市史』	通史編	原始	古代	中世	(二〇一五)	6	1	0頁
(23)	『八戸市史』	通史編	原始	古代	中世	(二〇一五)	3	1	0頁
(24)	『八戸市史』	通史編	原始	古代	中世	(二〇一五)	3	1	2頁
(25)	『八戸市史』	通史編	原始	古代	中世	(二〇一五)	3	1	2頁



南部文書現代語訳

① 70番 八戸市史通史編 中世第三節 P 319

重泰召文案(南部光徹氏所蔵文書)

時長 師行、政長らが申す、甲斐国南部郷内の村以下地頭職のことについて、成行を呼び出す、急ぎ探し調べるようになり、謹んで申し上げます。

十月廿六日

重泰

② 71番

北畠顕家下文(結城神社所蔵結城小峯文書)

(北畠顕家 花押)

下す 糠部郡

結城親朝は早く糠部郡九戸の土地(右馬権頭茂時跡)を領知することを命令した。

右の人、九戸を領知することを命令した。貢馬以下の者、懈怠しないように取り計らう。命じられたことはこのとおりです。

元弘三年十二月十八日

③ 75番 八戸市史通史編 中世第三節 P 300

南部師行寄進状(南部光徹氏所蔵文書)

「師行よりたての聖に与ふる判物」

早稲田の水口の二反の土地の寄付をする。ひ沙門堂の土地のこと、大昔のうち、やすか二郎内屋敷。またその前寄進した畠、一緒に差し上げる。謹んで申し上げます。

二月二日

師行(花押)

たての聖の御房

④ 80番

陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)

(北畠顕家 花押)

閉伊郡内大澤村の牧場ならびに殺害追捕など乱暴なこと、石見左近大夫有資の申状二つがあり(守常解状等付け)、このようである。具体的の内容は状に見える。山田六郎の所行は、調査するように。真正に任せ注進するように。国宣はこのとおりです。そこで伝えます。

建武元年三月二日

大蔵権少輔清高 奉

南部又次郎(師行)殿

⑤ 81番

陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)

(北畠顕家 花押)

鹿角郡いくつかの没収地は、地頭などにあげることになった。出した下文に従って、処理することを命じる。よって国宣伝えます。

建武元年三月二十一日

大蔵権少輔清高 奉

南部又次郎(師行)殿

⑥ 83番

八戸市史通史編 中世第三節 P294

陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)

(北畠顕家 花押)

多田木工助貞綱を津軽に下向することを命じた。まず糠部に打ち向かい、あな(師行)達と一緒に相談して捜査するように。顕家が命じた。急ぎ貞綱と会合

して、糠部郡内を静謐にするように処理なさい。よって国宣伝えます。

建武元年四月十三日

大藏権少輔清高 奉

南部又次郎(師行)殿

⑦ 85番

八戸市史通史編 中世第三節 P294

多田貞綱書状(南部光徹氏所蔵文書)

(包み紙上書き)

「師行 建武元年四月三十日多田木工助貞綱師行に寄する状」

糠部郡没収地のこと

一戸、工藤次郎左衛門入道の没収地 またその子息左衛門次郎(義村)の没収地

八戸、工藤三郎兵衛尉の没収地

三戸、横溝新五郎入道の没収地

南部又次郎(師行)・戸貫出羽前司殿(中条時長)・河村又二郎入道殿、三人にあ  
ずけます。よくよく郡内警備なさい。諸事は相談あればいいですね。謹んで

申し上げます。

建武元年四月二十日

源貞綱(花押)

南部又次郎(師行)殿

⑧ 86番

後醍醐天皇綸旨(南部光徹氏所蔵文書)

甲斐国倉見山在家三宇 畠地 町屋等、南部六郎(政長)が知行することを命じ  
た。

天皇のお気持ちはこのとおりです、状をもって通知する

建武元年五月三日

左衛門権佐(岡崎範國)(花押)

⑨ 87番

左衛門尉施行状案(南部光徹氏所蔵文書)

(包み紙上書き)

「政長」

当国倉見山在家三守 畠地 町屋等のこと、安堵の綸旨の通りにせよ。存知状は件のように。

五月十三日

左衛門尉 在判

甲斐国 小目代殿

⑩ 90番

八戸市史通史編 中世第二節 P280

陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)

(北畠頭家 花押)

伊達五郎入道善恵が申す、糠部郡南門内横溝六郎三郎入道浄円の土地のこと、下文に従って、その場所に行き、善恵の代官に処理すべき、たとえ本主と称して、関東の下知状を捧げ、申すものは言っても、綸旨 国宣を持たないならば、許容してはならない。あなた(師行)遅れる場合は、咎めがある。よって国宣伝えます。

建武元年七月二日

大蔵権少輔清高 奉

南部又次郎(師行)殿

⑪ 91番

陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)

(北畠頭家 花押)

伊達大炊助三郎次郎光助が申す、八戸工藤左衛門次郎(義村)の土地、下文に従

って、光助の代官に渡せ。たとえ本主と称して、関東の下知状などの証文を捧げて、申すものは言っても、論旨、国宣を持たないならば、許容してはならない。あなた(師行)遅れる場合は、咎めがある。よって国宣伝えます。

建武元年七月廿一日

大蔵権少輔清高 奉

南部又次郎(師行)殿

⑫92番

八戸市史通史編 中世第四節 P328

陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)

(北畠頭家 花押)

糠部郡七戸の内、工藤右近将監の没収地のこと、伊達左近大夫将監行朝に与えた。行朝の代官に任せ処理する。よって国宣伝えます。

建武元年七月二十九日

大蔵権少輔清高 奉

南部又次郎(師行)殿

⑬93番

陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)

(北畠頭家 花押)

津軽に下向する道、糠部郡内の宿々の雑事を用意すること、宿泊並びに人数は以下の一通の注文を遣わす。早く工藤右衛門入道と相談して、厳密に処理するようにと言ってきました。よって国宣伝えます。

建武元年八月二日

大蔵権少輔清高 奉

南部又次郎(師行)殿

⑭94番

陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)

(北畠顕家 花押)

阿曾沼下野権守朝綱の代官朝兼が申し立てる遠野保のこと、申状はこのようである。具体的の内容は状に見える。それでは不日面懸左衛門尉らを追放して、その処理は朝兼に任せる。あなた(師行)遅れる場合は、その咎めがある。よって国宣伝えます。

建武元年八月二日

大蔵権少輔清高 奉

南部又次郎(師行)殿

⑮ 100番

陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)

(北畠顕家 花押)

工藤三郎景資が申す糠部郡三戸内会田四郎三郎没収地のこと、早く下文に従って、景資に打ち渡せ、師行もし遅引したならば、咎めがある。国宣はこのとおりです。そこで伝えます。

建武元年九月六日

大蔵権少輔清高 奉

南部又次郎(師行)殿

⑯ 101番

陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)

(北畠顕家 花押)

横溝孫六重瀬は、その一族の仲間入りをしなくて、そして孫二郎入道等の陰謀の詳しい状況を訴え申すの間、忠節がある仁である。因って六郎三郎入道の没収地は、重頼あげることになった、早くその地を打ち渡せ。凶徒の居場所を尋ね捜して、いよいよ忠を致すように、言い聞かせた。その旨を存じ、相談しな

さい。よって国宣伝えます。

建武元年九月十二日

大蔵権少輔清高 奉

南部又次郎(師行)殿

⑰102番

陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)

(包み紙上書き)

「御文書の表面 師行 建武元年九月二十八日、この一章家系には載せていないか、それで文書をうかがう」

(北畠顕家 花押)

伊達大夫將監行朝が糠部郡七戸のことを申して、下文に従って、その場所に行き、行朝の代官に打ち渡せ。たとえ元の持主と称することが言って、子孫は支え申すといえども、許容してはならない。師行打渡し行為遅れたら、咎めがある。よって国宣伝えます。

建武元年九月十六日

大蔵権少輔清高 奉

南部又次郎(師行)殿

⑱105番

陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)

(北畠顕家 花押)

佐々木五郎泰綱は横溝孫二郎子息亀一丸、同じく六郎子息虎熊丸を捕まえること、しばらく召し取って拘置しなさい。六郎以下のものたち、見つかったら考えがあるべき。それとともに、罪の程度によって、処理しなさい。六郎妻女のことを聞いた。同じく召し取って拘置するように、命じられた。そこで伝える

ます。

建武元年十二月七日

大蔵権少輔清高 奉

南部又次郎(師行)殿

⑭ 107番

陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)

(北畠顕家 花押)

糠部郡七戸牧場の馬のこと、方々に追い越すことは事実ならば、とんでもないことである。早くこれを捜し尋ね、本牧に返せ。もしまた異議を申す者いれば、その名前を記して注進しなさい。よって国宣伝えます。

建武元年十二月十五日

大蔵権少輔清高 奉

南部又次郎(師行)殿

⑮ 110番

八戸市史通史編 中世第二節 P280

陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)

(北畠顕家 花押)

横溝彦三郎祐貞が申す、糠部郡南門内横溝弥五郎入道の没収地のこと、早く下文に従って、すぐにその地を祐貞に打ち渡せ、師行が遅れる場合は、咎めるところがある。よって国宣伝えます。

建武二年二月二十一日

大蔵権少輔清高 奉

南部又次郎(師行)殿

⑯ 111番

八戸市史通史編 中世第四節 P328

陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)

(包み紙上書き)



「御書上 師行 建武二年二月三十日」

(北畠頭家 花押)

伊達五郎宗政が申す、糠部郡七戸内の野辺地のこと、早く下文に従って、その場所に行き、その地を宗政に打ち渡せ、師行が緩怠な場合は、咎めがある。よって国宣伝えます。

建武二年二月卅日

大蔵権少輔清高 奉

南部又次郎(師行)殿

② 1 1 2 番 八戸市史通史編 中世第三節 P 2 9 9

北畠頭家袖判御教書(南部光徹氏所蔵文書)

「師行 建武二年三月十日御教書」

(北畠頭家 花押)

外浜、内摩部郷並びに未給の村々、泉田、湖方、中澤、真板、佐比内、中目等の村、南部師行及びその一族に与え、打ち渡すように、政所に命じられた。然れば同じくその場所に行く、無事であるように打ち渡せ、よって伝えます、

建武二年三月十日

大蔵権少輔清高 奉

尾張正左衛門尉殿

③ 1 1 3 番 八戸市史通史編 中世第三節 P 2 9 9

北畠頭家袖判下文(南部光徹氏所蔵文書)

(北畠頭家 花押)

下し 糠部郡

南部分長は早く土地を領有して支配することを命令した。当郡七戸結城朝祐の相続人不明。

右の人、勲功の賞として土地を与える。早く先例の通りに、それを実施しなさい。命じられことはこのとおりです。

建武二年三月十日

②4 114番

陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)

「師行建武二年三月廿三日御教書」

(北畠頭家 花押)

津軽中のこと、調査のため、南部師行を津軽に派遣する。催促に応じ、郡内の軍勢を集めて、忠義を尽くしなさい。もし緩怠な行為がある者いれば、罰に処する。そして状況によって、処理するよう、師行に命じた。殊にこのことについて理解せよ。よって国宣伝えます。

建武二年三月廿三日

大蔵権少輔清高 奉

山辺郡政所

②5 115番

八戸市史通史編 中世第三節 P 296、P 300

南部師行請文案(南部光徹氏所蔵文書)

今年二月三十日、国宣に従って、それというのも、伊達五郎宗政が申す、糠部郡七戸内の野辺地のこと、国府からの下文に従って、その場所を宗政代官に打ち渡した。以上のことお知らせください。謹んで申し上げます。

建武二年三月二十四日

源師行

進上 御奉行所

②6 117番

八戸市史通史編 中世第三節 P 299

北畠頭家御教書写(南部光徹氏所蔵文書)

下向以降の合戦、忠義を尽くしていることを承知します。今度の山辺合戦またもって大将として軍功をたてた等。返す返す感心している。凶徒さらに天罰から逃れられないから、いよいよ勇者になり、忠義を尽しましょう。以上伝えま  
す。

建武二年九月一日

修理(広橋)亮 経泰

沙弥宗哲 判

南部六郎殿(政長)

⑳ 118番

八戸市史通史編 中世第二節 P280

北畠顕家御教書(盛岡南部家文書)

横溝重頼が申す、糠部南門内横溝六郎三郎入道の没収地中里村のこと。伊達彦五郎の辞退地なので、注進状に載せているので、先日重頼に与えるはず、役人達忘れて、あやまって彦三郎にあげちゃった。申すところ定めてかわいそう、よって彦三郎においては、ほかの場所をあげられる。元のごとく重頼に返したまう所なり、早く打ち渡しなさい。そもそも申す状は葛巻村ので、これを載せられる。重頼の状は中里村で二通食い違う。けれども重頼の申し状に従って、その旨を了解せよ。以上伝えます。

建武二年九月六日

修理亮

南部又次郎殿(師行)

沙弥(花押)

㉑ 120番

八戸市史通史編 中世第三節 P302

陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)

(北畠顕家 花押)

成田泰次をもって命令の子細、相共に相談して処理しなさい、国宣はこのとお

りです。そこで伝えます。

建武二年十月二十四日

右近将監清高 奉

南部又二郎(師行)殿

②9 124番 八戸市史通史編 中世第三節 P304

北畠顕家袖判御教書(南部光徹氏所蔵文書)

(北畠顕家 花押)

尊氏・直義等、五月京都に乱入したけれど、官軍の防戦を致すことによって、尊氏以下の数十人、七月十五日自殺した。ここに当国一、二、三迫の凶徒ら襲来の旨、そのような情報があるので、軍勢を派遣した。きっと早く穏やかに。糠部の軍勢来なくて大丈夫です。そして郡内を静謐するようにしなさい、鎮守府大將軍の命令伝えます。よって伝えます。

延元元年八月六日

軍監有実 奉

南部六郎(政長)殿

③0 126番

陸奥国宣(南部光徹氏所蔵文書)

(北畠顕家 花押)

京都のことについて噂話ありといえども、国府では特別なことがない、南部師行が下向するまでの間、領有の郡内を警護しなさい。国宣はこのとおりです。そこで伝えます。

延元元年十一月十五日

鎮守軍監有実 奉

南部六郎(政長)殿

③1 139番 八戸市史通史編 中世第三節 P309

足利直義御判御教書(南部光徹氏所蔵文書)

味方になったならば、定められている規則に従って、その上本領のことを沙汰められている、ご褒美あげます。このとおりです。

暦応二年三月十七日

(足利直義) (花押)

南部六郎(政長)殿

③2 148番

八戸市史通史編 中世第三節 P311

北畠顕信御教書(南部光徹氏所蔵文書)

「南部遠江守殿 右近将監清顕 奉」

(北畠顕信) (花押)

その堺のこと、その後どのようなことありましたか、諸方合戦の最中ということとを申しているので、新しい指示が来るまで、当国の事、方々に誘い命令の子細なり、近日即ち合戦はじめてください。あなたは先ず先ず命令に従って、急ぎ近隣を退治せられ、顕信の当方の合力になることができます。詳細のこと、森四郎左衛門尉に伝えた。そこで伝えます。

九月八日

右近将監清顕 奉

南部遠江守(政長)殿

③3 156番

八戸市史通史編 中世第三節 P312

北畠顕信袖判下文(南部光徹氏所蔵文書)

(北畠顕信) (花押)

早く南部遠江守源朝臣政長に陸奥國甘美郡の没収地を領知するように。

右の土地、勲功の賞として与える。早く先例の通りに、沙汰せよ。以上のよう  
に命じる。

興国六年二月十八日

③4 157番 八戸市史通史編 中世第三節 P312

北畠顕信御教書(盛岡南部家文書)

何度も合戦忠節を尽くすなどのことを承知した。感心することは少なくない。今後いよいよ無二の忠を尽くしなさい。あとから賞があること、将軍がおっしゃた。よって伝えます。

興国六年三月廿六日

民部権少輔清顕 奉

南部左近将監殿(信政)

③5 164番 八戸市史通史編 中世第三節 P313

足利直義御判御教書(南部光徹氏所蔵文書)

味方になったならば、今奥州の凶徒を退治すれば、所領のこと、あなたの申請に任せて、沙汰する。このとおりです。

貞和二年十二月九日

(足利直義) (花押)

南部六郎(政長)殿

③6 172番 八戸市史通史編 中世第三節 P314

北畠顕信書状(南部光徹氏所蔵文書)

その後特に用がないので、連絡しなかった。また上田城のこと、和議が成立したので、こっちの使者を遣わして、御方を間違いないやって、それについてはこの人物を以て子細を伝えなり、考えられなり、あなたの判断を聞きたい、このとおりです。

六月八日

北畠顕信(花押)

③7 186番 八戸市史通史編 中世第四節 P333

北畠頭信袖判御教書(南部光徹氏所蔵文書)

「信光 正平十五年六月五日」

(北畠頭信 花押)

陸奥国津軽田舎郡及び鼻和郡目谷郷などのこと、代々相続の土地を認める。その土地を我が物として相違しないこと、よって伝えます。

正平十五年六月五日

前右馬権頭清頭(五辻) 奉

南部薩摩守殿(信光)

③⑧ 187番

北畠頭信袖判御教書(盛岡南部家文書)

(北畠頭信 花押)

陸奥国津軽田舎郡冬井 日野間の二郷及び外浜野尻郷などのこと、先祖代々の慣習に従い、その土地を我が物として相違しないこと、よって伝えます。

正平十五年六月五日

前右馬権頭清頭(五辻) 奉

南部雅楽助殿

③⑨ 189番 八戸市史通史編 中世第三節 P318

後村上天皇綸旨(南部光徹氏所蔵文書)

「南部薩摩守館 左中将 (花押)」

今度の合戦の中で、忠節を尽くすことを承知した。いかにも結構であります。感心することは少くない。天皇の考えはこのとおりです、状をもって通知する。

正平十六年十一月九日

左中将(花押)

南部左馬助館(新田政持)

④⑩ 196番 八戸市史通史編 中世第四節 P366

四戸八幡宮神役注文案(南部光徹氏所蔵文書)

「四戸八幡宮神役注文案」

決定 四戸八幡宮毎年御放生会流鏑支配事

一番 四戸 二番 八戸 三番 一戸 四番 二戸 五番 三戸 六番 五戸 七番 六戸 八番 七戸 九番 九戸 十番 東門 十一番 西門 十二番 南門 十三番 北門 十四番 四戸 十五番 八戸

右、配分で旨として、それぞれ仕えなさい。もし命令に怠慢する人いれば、前の規定は七十五貫文だけど、寛宥の心をもって、並びに流鏑五貫文・相撲三貫文・十烈子一貫文の罰金を払う。社家に進ずる臨時の御祈祷のお金に備え足る。なお命令に背く人、罪科の局面に至る場合は、追加の処分があります。状はこのとおりです。

正平廿一年八月十五日

大膳権大夫(南部守行)在判

④⑪ 198番 八戸市史通史編 中世第三節 P318

後村上天皇綸旨(南部光徹氏所蔵文書)

「南部薩摩守館 右大弁 (花押)」

長年の間での軍忠などについて、天皇が感謝します。特に忠節を尽くす人。天皇のお気持ちはこのとおりです、状をもって通知する。

正平廿二年六月廿五日

右大弁(花押)

南部薩摩守館(信光)

④⑫ 199番 八戸市史通史編 中世第四節 P338

後村上天皇綸旨(南部光徹氏所蔵文書)



「南部薩摩守館 右大弁 (花押)」

甲斐国の神郷の半分、知行しなさい。天皇のお気持ちはこのとおりです、状をもつて通知する。

正平廿二年六月廿五日

右大弁(花押)

南部薩摩守館(信光)

④3 2 1 2 番

八戸市史通史編

中世第三節

P 3 2 3

沙弥道重一揆契状(南部光徹氏所蔵文書)

「沙弥道重契約状」

一揆契約状の事

右の意趣を含む者、南部政光と道重と契約を結んだ、大小事に関して、お互いに援助する、援助されることが決まった。この条は不実ならば、八幡大菩薩、諏訪上下大明神からの罰を蒙る。契状はこのとおりです。

沙弥道重(花押)

弘和二年卯月三日

④4 2 1 3 番

八戸市史通史編

中世第三節

P 3 2 3

藤原守綱一揆契状(南部光徹氏所蔵文書)

一揆契約

今後右の人、大小事に関して、お互いに援助する、されることが決まった。悪い出来事があれば、お互いに知らせます。二人はトラブルがあつたら、相談して、理屈によって決断しましょう。もしこの約束を破つたら、日本国内、すべての神様、特に八幡大菩薩 天満大自在天神からの罰を蒙る。契状の起請文はこのとおりです。

永徳四年八月十五日

藤原守綱(花押)

七戸殿(南部政光)

④5 2 1 4 番 八戸市史通史編 中世第三節 P 3 2 3

前信濃守清継一揆契状(南部光徹氏所蔵文書)

一揆契約を結んだことについて

右の条は、南部長経と清継と契約を結んだ。大小事に関して、お互いに援助する、されることが決まった。もしこの約束を破ったら、日本国内、すべての神様、特に八幡大菩薩 香取大明神からの罰を蒙っても良い。契状はこのとおりです。

至徳四年三月廿九日 前信濃守清継(花押)

④6 2 1 5 番 八戸市史通史編 中世第三節 P 3 2 3

近江守清長一揆契状(南部光徹氏所蔵文書)

一揆契約

右は、南部長経と清長と契約を結んだ。今後、お互いに援助する、されることが決まった。もしこの約束を破ったら、日本国内、すべての神様、特に八幡大菩薩 諏訪大明神からの罰を蒙ることになる。よって起請文はこのとおりです。

至徳四年三月晦日 近江守清長(花押)

南部文書中国語訳

① 70号 八戸市史通史編 中世第三节 P 319

重泰召喚状方案(南部光徹氏所藏文书)

时长、师行和政长提到的，关于甲斐国南部乡村子管理人的事、召唤成行、命其迅速调查、敬请您注意。

十月二十六日 重泰

② 71号

北畠显家命令文书(结城神社所藏结城小峰文书)

(北畠显家 印章)

下込糠部郡

命令结城亲朝早日领有糠部郡九户的土地(从右马权头茂时的没收土地)。

命令右边的人，领有九户的土地。贡马之类的东西、不要懈怠好好处理。以上就是命令的内容。

元弘三年十二月十八日

③ 75号 八戸市史通史編 中世第三节 P 300

南部师行捐献文书(南部光徹氏所藏文书)

「师行按给纵圣的印章」

捐赠早稻田水口两千平米的土地。比沙门堂的土地、很早之前是安田二郎的房产。还有之前捐赠的土地，也一同献上。敬请您注意。

二月二日 师行(印章)

纵圣高僧

④ 80号

陆奥国宣旨(南部光徹氏所藏文书)

(北畠显家 印章)

闭伊郡内大泽村的国家牧场以及杀害追捕等等的暴乱之事、这里有两封石见左近大夫有资的申告状(附有守常告状文书)。具体内容请看申告状。山田六郎的所作所为, 请调查。查明后紧急报告。以上就是下达的国家宣旨的内容。

建武元年三月三日

大藏权少辅清高 草拟

南部又次郎(师行)

㉞ 81号

陆奥国宣旨(南部光徹氏所藏文书)

(北畠显家 印章)

鹿角郡的几个没收土地、决定给领主他们。令你遵从下达的文书处理。以上就是国家宣旨的内容。

建武元年三月二十一日

大藏权少辅清高 草拟

南部又次郎(师行)

㉟ 83号

八戸市史通史编 中世第三节 P 294

陆奥国宣旨(南部光徹氏所藏文书)

(北畠显家 印章)

命令多田木工助贞纲去往津轻。显家命令他首先进军糠部、和师行你一起商量搜查。迅速和贞纲会合、维护好糠部郡内的治安。以上就是国家宣旨的内容。

建武元年四月十三日

大藏权少辅清高 草拟

南部又次郎(师行)

㊦ 85号

八戸市史通史编 中世第三节 P 294

多田貞綱文书(南部光徹氏所藏文书)

「師行 建武元年四月三十日多田木工助貞綱給師行的书状」

糠部郡没收土地的事

一戸、工藤次郎左卫门入道の没收土地 以及他的儿子左卫门次郎(义村)的没收土地

八戸、工藤三郎兵卫尉的没收土地

三戸、横沟新五郎入道的没收土地

给南部又次郎(师行)・戸贯出羽前司(中条时长)・河村又二郎三人。请仔细警戒郡内。所有的事情一起商量。敬请注意。

建武元年四月三十日

源貞綱(印章)

南部又次郎(师行)

㊦ 86番

后醍醐天皇圣旨(南部光徹氏所藏文书)

甲斐国仓见山的三字・畠地・町屋等土地、命令南部六郎(政长)领有。以上就是天皇的命令、特此通知。

建武元年五月三日

左卫门权佐(冈崎范国)(印章)

㊦ 87号

左卫门尉施行状方案(南部光徹氏所藏文书)

「政长」

甲斐国仓见山的三字・畠地・町屋等土地之事、按照领有的圣旨进行。以上就是存知状。

五月十三日

左卫门尉 印章

甲斐国 小目代

㊦ 90号

八戸市史通史编 中世第二节 P 280

陆奥国宣旨(南部光徹氏所藏文书)

(北畠显家 印章)

伊达五郎善惠提到、关于糠部郡南门内横沟六郎三郎净圆的土地、根据下达的文书、去那个地方、让善惠的代理人处理、即使拿着镰仓幕府的书状来主张自己是原来的主人、不带圣旨和国家的宣旨、也不能饶恕。你若做事拖延会有惩罚。以上就是国宣的内容。

建武元年七月二日

大藏权少辅清高 草拟

南部又次郎(师行)

㊦ 91号

陆奥国宣旨(南部光徹氏所藏文书)

(北畠显家 印章)

伊达大炊助三郎次郎光助提到、八戸工藤左卫门次郎(义村)的土地、根据下达的文书给光助的代理人。即使拿着镰仓幕府的书状来主张自己是原来的主人、不带圣旨和国家的宣旨、也不能饶恕。你若做事拖延会有惩罚。以上就是国宣的内容。

建武元年七月二十一日

大藏权少辅清高 草拟

南部又次郎(师行)

㊦ 92号

八戸市史通史编 中世第四节 P 328

陆奥国宣旨(南部光徹氏所藏文书)

(北畠显家 印章)

糠部郡七戸之中、工藤右近将监的没收土地、给伊达左近大夫将监行朝。交给行

朝的代理人处理。以上就是国家宣旨的内容。

建武元年七月二十九日

大藏权少辅清高 草拟

南部又次郎(师行)

⑬ 93 号

陆奥国宣旨(南部光徹氏所藏文书)

(北畠显家 印章)

大军去往津轻的途中、在糠部郡内住宿的事、住宿时间以及人数在下面的文件里写着。早点和工藤右卫门商量、谨慎处理。以上就是国家宣旨的内容。

建武元年八月二日

大藏权少辅清高 草拟

南部又次郎(师行)

⑭ 94 号

陆奥国宣旨(南部光徹氏所藏文书)

(北畠显家 印章)

阿曾沼下野权守朝纲的代官朝兼提到的远野保的事、这是申告状。具体内容请看申告状。因此，尽快流放面悬左卫门尉他们、这件事的处理交给朝兼。你若做事拖延会有惩罚。以上就是国宣的内容。

建武元年八月二日

大藏权少辅清高 草拟

南部又次郎(师行)

⑮ 100 号

陆奥国宣旨(南部光徹氏所藏文书)

(北畠显家 印章)

工藤三郎景资提到的糠部郡三戸内会田四郎三郎没收土地的事、早日遵从下达文

书、让景资领有、你若做事拖延会有惩罚。以上就是国宣的内容。

建武元年九月六日

大藏权少辅清高 草拟

南部又次郎(师行)

⑩101号

陆奥国宣旨(南部光徹氏所藏文书)

(北畠显家 印章)

横沟孙六重濑、不同其一族媾和、并且将孙二郎等人阴谋的详细状况告知国府、很有忠节。因此将六郎三郎的没收土地给与重濑、迅速领有此地。找寻凶徒们的藏匿之所、细致的尽忠。知晓此事，一同商谈。以上就是国宣的内容。

建武元年九月十二日

大藏权少辅清高 草拟

南部又次郎(师行)

⑩102番

陆奥国宣旨(南部光徹氏所藏文书)

「文书的表面 师行 建武元年九月二十八日、这一章家系没有提到、因此从文书上查阅」

(北畠显家 印章)

伊达大夫将监行朝提到糠部郡七戸的事、根据下达的文书、去那个地方、让行朝的代理人领有。即使说是原先的主人的子孙、也不能饶恕。你若做事拖延会有惩罚。以上就是国宣的内容。

建武元年九月十六日

大藏权少辅清高 草拟

南部又次郎(师行)

⑩105番



陆奥国宣旨(南部光徹氏所藏文书)

(北畠显家 印章)

佐佐木五郎泰纲将横沟孙二郎的儿子龟丸、以及六郎的儿子虎熊丸逮捕之事、令将他们暂时囚禁。将六郎捉住之后再重新考虑。同时根据罪的轻重程度来处理。也听说了六郎妻子的事。也同样令将他们囚禁。以上就是国家宣旨的内容。

建武元年十二月七日

大藏权少辅清高 草拟

南部又次郎(师行)

①9 107 号

陆奥国宣旨(南部光徹氏所藏文书)

(北畠显家 印章)

糠部郡七戸国府牧场马的事情、到处乱跑的事情是事实的话、是太了不得了。赶快将其搜寻，返还给本来的牧场。如有异议，记下名字紧急报告。以上就是国家宣旨的内容。

建武元年十二月十五日

大藏权少辅清高 草拟

南部又次郎(师行)

②0 110 号

八戸市史通史编 中世第二节 P 280

陆奥国宣旨(南部光徹氏所藏文书)

(北畠显家 印章)

横沟彦三郎祐贞提到、糠部郡南内横沟弥五郎没收土地的事、尽快遵从下达文书、马上将土地交给祐贞、你若做事拖延会有惩罚。以上就是国宣的内容。

建武二年二月二十一日

大藏权少辅清高 草拟

南部又次郎(师行)

111号

八戸市史通史編 中世第四節 P 328

陆奥国宣旨(南部光徹氏所藏文书)

「师行 建武二年二月三十日」

(北畠显家 印章)

伊达五郎宗政提到、糠部郡七戸内野边地的事、尽快遵从下达文书、去那个地方、让宗政领有。你若做事拖延会有惩罚。以上就是国宣的内容。

建武二年二月三十日

大藏权少辅清高 草拟

南部又次郎(师行)

112号

八戸市史通史編 中世第三節 P 299

北畠显家印章命令书(南部光徹氏所藏文书)

「师行 建武二年三月十日命令书」

(北畠显家 印章)

外浜、内摩部乡以及无主的村庄、泉田、湖方、中泽、真板、佐比内、中目等等  
的村子、命令事务管理处给与南部师行和他们一族、。然后去那些场所、让他们  
顺利领有，以上就是国宣的内容。

建武二年三月十日

大藏权少辅清高 草拟尾张正左卫

門尉

113号

八戸市史通史編 中世第三節 P 299

北畠顯家印章下达文书(南部光徹氏所藏文书)

(北畠显家 印章)

下达糠部郡

命令南部政长尽早领有土地。糠部郡七戸结城朝祐的继承人不明。

右边的人、因立有战功得到土地。尽快按照之前的惯例将土地交给他。以上就是命令的内容。

建武二年三月十日

114号

陆奥国宣旨(南部光徹氏所藏文书)

「師行建武二年三月二十三日命令文书」

(北畠显家 印章)

津轻的事、为了调查、将南部师行派往津轻。根据军事催促、将郡内的军势集结以尽忠义。如有缓怠将有处罚。并且命令师行根据具体状况处理。这件事请特别理解。以上就是国家宣旨的内容。

建武二年三月二十三日

大藏权少辅清高 草拟

山边郡事务管理处

115号 八戸市史通史编 中世第三节 P296、P300

南部师行请文方案(南部光徹氏所藏文书)

今年二月三十日、根据国宣、伊达五郎宗政提到、糠部郡七戸内野边地的事、根据国府的下达文书、将此地给与宗政代官。以上之事请知晓。敬请注意。

建武二年三月二十四日

源师行

奉上 敬奉行所

117号 八戸市史通史编 中世第三节 P299

北畠显家命令文书复印件(南部光徹氏所藏文书)

去向津轻之后的合战、尽忠义之事已然知晓。这次的山边合战又作为大将立了军功。着实特别欣慰。因为凶徒们难逃上天惩罚、请变成更厉害的勇者、为国尽忠

吧。

建武二年九月一日

修理(广桥)亮 经泰

沙弥宗哲 印章

南部六郎(政长)

118号

八戸市史通史编 中世第二节 P280

北畠顕家命令文书(盛冈南部家文书)

横溝重赖提到、糠部南内横溝六郎三郎的没收土地中里村的事。因为是伊达彦五郎返还的土地、报告书上写着、前些日子本应该给重赖、执行的人忘却了、错给了彦三郎。地方确定了再被提到错给很可怜、因此给彦三郎其他的地方。中里村的话,就像之前通知的那样尽快给重赖领有。本来申请状是葛卷村,就写了它。在中里村重赖的两封申请状很不一样。不过遵从他的申请状,请理解。以上就是命令的内容。

建武二年九月六日

修理亮

南部又次郎(师行)

沙弥(印章)

120号

八戸市史通史编 中世第三节 P302

陆奥国宣旨(南部光徹氏所藏文书)

(北畠显家 印章)

命令成田泰次与你一同商谈,以上就是国家宣旨的内容。

建武二年十月二十四日

右近将监清高 草拟

南部又二郎(师行)

124号

八戸市史通史编 中世第三节 P304

北畠顕家印章下达文书(南部光徹氏所藏文书)

(北畠显家 印章)

尊氏直义等人、五月虽然乱入京都、因为官军的保卫战、尊氏等等十几个人十月十五日自杀了。这里提到本国一、二、三迫的凶徒们袭来的情况、因为有那样的情报，所以派遣大军。必定很快就会稳定。糠部的大军不来也没有关系。并且要像镇守府将军命令的那样维护好郡内的治安。以上就是命令的内容。

延元元年八月六日

军监有实 草拟

南部六郎(政长)

126号

陆奥国宣旨(南部光徹氏所藏文书)

(北畠显家 印章)

关于京都的事虽然有谣言、国府没有特别的事、到南部师行去往津轻的途中、维护郡内的治安。以上就是国宣的内容。

延元元年十一月十五日

镇守军监有实 草拟

南部六郎(政长)

139号

八戸市史通史编 中世第三节 P309

足利直义印章命令文书(南部光徹氏所藏文书)

变成伙伴的话、遵守定下的规则、之后处理本地领土的事、给予赞美。以上就是文书的内容。

历应二年三月十七日

(足利直义) (印章)

南部六郎(政长)

148号

八戸市史通史编 中世第三节 P311

北畠显信命令文书(南部光徹氏所藏文书)

「南部远江守 右近将监清显 草拟」

(北畠显信) (花押)

关于那个地界、之后发生了什么、因为说到各方激战正酣、在新的指示到来之前、本国之事、将各方聚集于此、近日即开始合战。你首先遵循命令、迅速打败近邻、这样也就能够成为我们的帮手。详细内容、我告诉了森四郎左卫门尉。以上就是文书的内容

九月八日

右近将监清显 草拟

南部远江守(政长)

156号

八戸市史通史编 中世第三节 P 312

北畠显信印章下达文书(南部光徹氏所藏文书)

(北畠显信) (印章)

尽快将陆奥国甘美郡的没收土地给与南部政长。

右边的土地、因军功赏与。尽早按照之前的惯例处理。以上就是命令的内容。

兴国六年二月十八日

157号

八戸市史通史编 中世第三节 P 312

北畠显信命令文书(盛冈南部家文书)

在几次合战里面都极力尽忠之事已然知晓。特别值得赞美。今后请更加努力为国尽忠。将军说之后会给与赏赐。以上就是命令的内容。

兴国六年三月二十六日

民部权少辅清显 草拟

南部左近将监(信政)

164号

八戸市史通史编 中世第三节 P 313

足利直义印章命令文书(南部光徹氏所藏文书)

变成伙伴的话、现在打退奥州的凶徒、所属领地的事、按照你的申请处理。以上就是命令的内容。

贞和二年十二月九日

(足利直义) (印章)

南部六郎(政长)

172号

八戸市史通史编 中世第三节 P314

北畠显信书状(南部光徹氏所藏文书)

那之后没有特别之事、因此没有联络。并且关于上田城的事、因为合约成立、我们这边派遣了使者,为了让您这边的事平稳进行、将事情的详细内容传达给了这位使者、请让我听听您深思熟虑之后的想法,以上就是书状的内容。

六月八日

北畠显信(印章)

186号

八戸市史通史编 中世第四节 P333

北畠显信印章命令文书(南部光徹氏所藏文书)

「信光 正平十五年六月五日」

(北畠显信) (印章)

陆奥国津轻田舍郡以及鼻和郡目谷乡等等的事、各代继承的土地给予认可。那片土地是我的东西毫无疑问、以上就是命令的内容。

正平十五年六月五日

前右马权头清显(五辻) 草拟

南部萨摩守(信光)

187号

北畠显信印章命令文书(盛冈南部家文书)

(北畠显信 印章)

陆奥国津轻田舍郡冬井・日野两个村子以及外滨野尻乡等等的事、遵从祖先各代

的惯例、那片土地是我的东西毫无疑问、以上就是命令的内容。

正平十五年六月五日

前右马权头清显(五辻) 草拟

南部雅乐助

189号

八戸市史通史编 中世第三节 P318

后村上天皇圣旨(南部光徹氏所藏文书)

「南部萨摩守 左中将 (印章)」

这次合战之中，尽忠之事已然知晓。怎样处理都无所谓。很值得赞美。以上就是天皇的命令，特此通知。

正平十六年十一月九日

左中将(印章)

南部左马助(新田政持)

196号

八戸市史通史编 中世第四节 P366

四戸八幡宫神职予定方案(南部光徹氏所藏文书)

「四戸八幡宫神职予定方案」

決定 四戸八幡宫每年放生会流觞统筹之事

一号 四戸 二号 八戸 三号 一戸 四号 二戸 五号 三戸 六号 五

戸 七号 六戸 八号 七戸 九号 九戸 十号 东门 十一号 西门 十

二号 南门 十三号 北门 十四号 四戸 十五号 八戸

右边的分配额度，各自统筹谋划。如有怠慢命令之人、之前的规定是七十五贯、从宽处理、处以流觞五贯・相扑三贯・十烈子一贯的罚金。进奉给社家，备足临时进奉的资金。违反命令之人、有罪的情况下，还有追加的惩罚。以上就是书状的内容。

正平二十一年八月十五日

大膳权大夫(南部守行)印章



198号

八戸市史通史編

中世第三节

P 318

后村上天皇圣旨(南部光徹氏所藏文书)

「南部萨摩守 右大辩 (印章)」

天皇十分感谢你长年以来的尽忠。特别是尽忠之人。以上就是天皇的命令，特此通知。

正平二十二年六月二十五日

右大辩(印章)

南部萨摩守(信光)

199号

八戸市史通史編

中世第四节

P 338

后村上天皇圣旨(南部光徹氏所藏文书)

「南部萨摩守 右大辩 (印章)」

请领有甲斐国神乡的一半。以上就是天皇的命令，特此通知。

正平二十二年六月二十五日

右大辩(印章)

南部萨摩守(信光)

212号

八戸市史通史編

中世第三节

P 323

沙弥道重结盟书状(南部光徹氏所藏文书)

「沙弥道重结盟状」

结盟书状之事

右边有志向的两位、南部政光和道重结成盟约、有事无论大小互相援助。如有违背、请八幡大菩萨、諏访上下大明神降下惩罚。以上就是结盟状的内容。

沙弥道重(印章)

弘和二年四月三日

213号

八戸市史通史編

中世第三节

P 323

藤原守纲结盟书状（南部光徹氏所藏文书）

结盟书状

今后右边的人、决心有事无论大小互相援助。有不好的事相互通知。两人如有冲突，细心商量，根据道理做出决断。如果违反了这个誓言、日本国内、所有的神明，特别是要承受八幡大菩萨・天满大自在天神降下的惩罚。以上就是结盟状的内容。

永德四年八月十五日

藤原守纲（印章）

七戸（南部政光）

214番

八戸市史通史编 中世第三节 P323

前信浓守清继结盟书状（南部光徹氏所藏文书）

关于结盟书状

右边是南部长经和清继结成的契约。从今以后，无论大小之事相互援助。如若违背誓言、日本国内、所有的神明、即使是承受八幡大菩萨・香取大明神降下的惩罚也是罪有应得。以上就是结盟状的内容。

至德四年三月二十九日

前信浓守清继（印章）

215号

八戸市史通史编 中世第三节 P323

近江守清长结盟书状（南部光徹氏所藏文书）

结盟书状

右边是南部长经和清长结成的契约。今后互相帮助。如若破坏这个誓言、日本国内、所有的神明，特别是要承受八幡大菩萨・諏访大明神降下的惩罚。以上就是结盟书状的内容。

至德四年三月三十日

近江守清长（印章）

